

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成28年2月

鴻巣行田北本環境資源組合

〈 目 次 〉

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画対象地域	2
1.3 計画期間	2
1.4 計画の位置付け	3
1.5 広域的取り組みの推進	4
1.6 本組合及び構成市の事務範囲	5
第2章 地域の概況	6
2.1 自然環境	6
2.2 社会環境	8
第3章 ごみ処理の現況及び課題	22
3.1 用語の定義	22
3.2 ごみ処理体制	23
3.3 ごみ処理の実績	25
3.4 ごみ処理の評価	40
3.5 ごみ処理の課題	43
第4章 人口及びごみ総排出量の将来予測	44
4.1 人口の将来予測	44
4.2 ごみ総排出量の将来予測	45
第5章 計画の基本方針	46
5.1 基本理念及び基本方針	46
5.2 減量目標	48
5.3 将来のごみ処理体系	50
5.4 重点施策	51

第 6 章 個別計画	52
6.1 排出抑制・資源化計画	52
6.2 収集・運搬計画	56
6.3 中間処理・最終処分計画	57
6.4 その他の計画	60
第 7 章 計画の推進	61

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。現代生活を支えている経済社会活動は、我々に物資的豊かさや利便性をもたらしてくれる反面、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、大規模な資源採取による天然資源の枯渇の懸念や自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

また、平成23年3月の東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物が処理できるように平素から処理体制を築いておくことの重要性が改めて浮き彫りになりました。今回の大震災をきっかけとして、今までの循環型社会形成に係る取組方針を改めて検討することが強く求められています。

こうした経済社会状況を背景として、国においては、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。前者では、「リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築」や「小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進」を掲げています。また後者では、「災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保」などの方針を打ち出しています。

埼玉県においては、平成20年3月に「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定し、地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保することにより、循環型社会の形成を推進しています。また、平成23年3月に「第7次廃棄物処理基本計画」を策定し、「ごみ減量化等の推進」や「廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備」などを重点施策とした取組みを推進しています。

鴻巣行田北本環境資源組合（以下「本組合」という。）、鴻巣市、行田市及び北本市（以下「構成市」という。）では、廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢、国の法制度や県の関連計画等を踏まえ、一般廃棄物処理に係る中長期的な視点に立った基本方針を明確にし、構成市から発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、排出抑制・資源化計画、収集・運搬計画及び中間処理・最終処分計画などを定めた「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1.2 計画対象地域

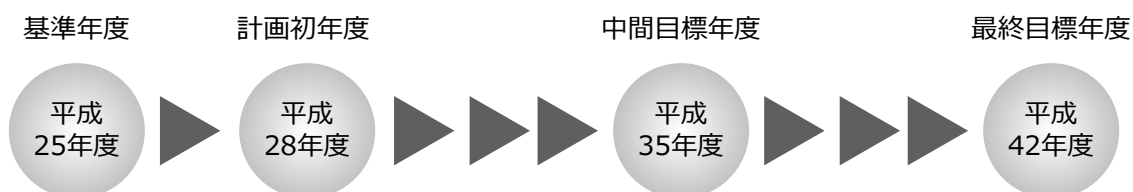
本計画の対象地域を図 1-1 に示します。



図 1-1 計画対象地域

1.3 計画期間

本計画は、平成 25 年度を基準年度とし、平成 28 年度を計画初年度、8 年目の平成 35 年度（新施設稼働予定年度）を中間目標年度、平成 42 年度を最終目標年度とした 15 年間の計画期間とします。なお、本計画は、概ね 5 年ごとに見直しを行うほか、本計画の策定に係る諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。



1.4 計画の位置付け

本計画の位置付け及び他の計画との関係を図 1-2 に示します。

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法等の関係法令に準拠し、国及び県の計画、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、構成市の総合振興計画、環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画などと整合性を図っています。

また、構成市の地域特性やごみ処理の状況を踏まえ、現状の課題を把握したうえで、ごみ処理広域化の推進のために目指すべき方向性を示しています。

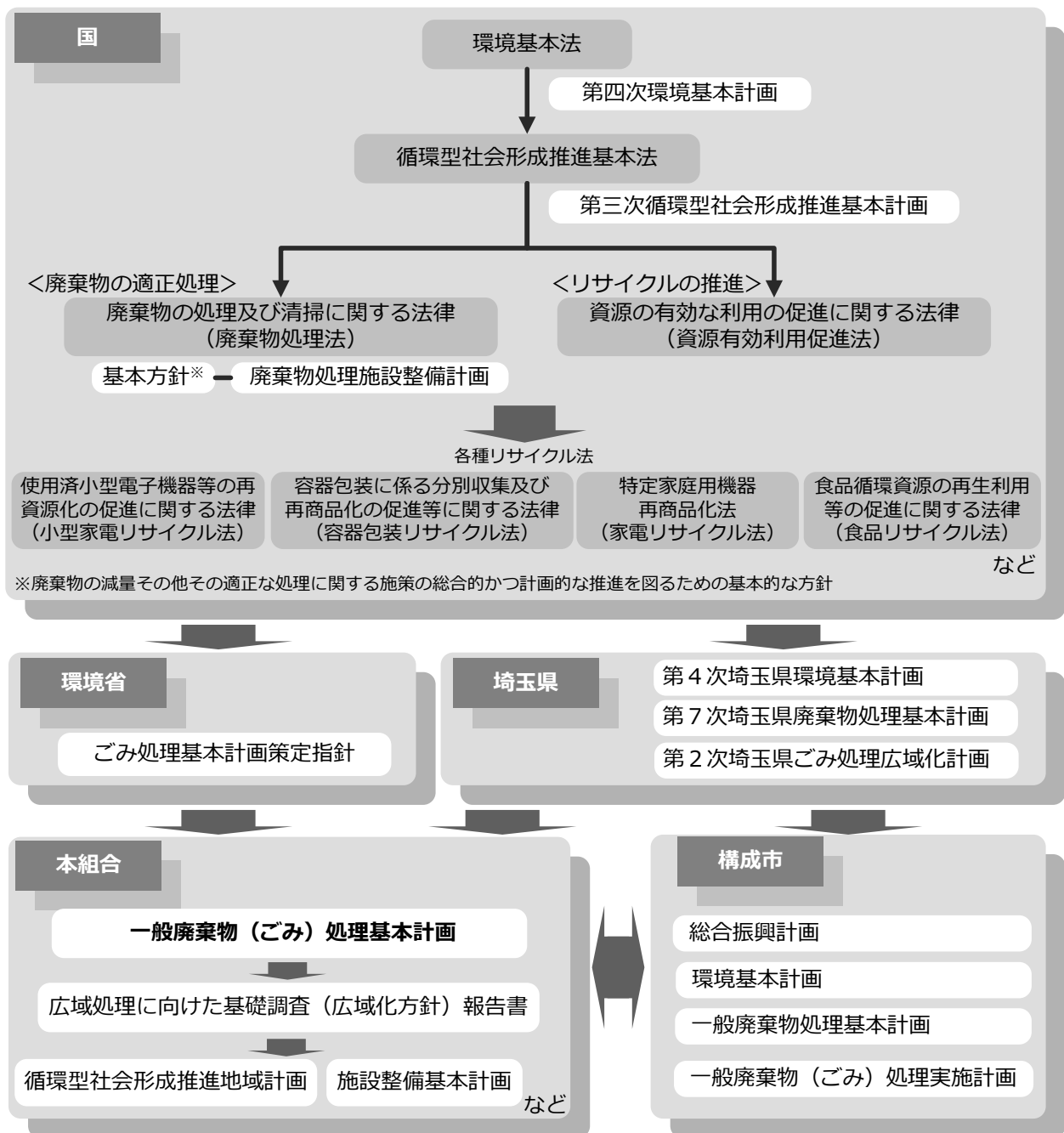


図 1-2 本計画の位置付け

1.5 広域的取り組みの推進

行田市及び鴻巣市の吹上地域から排出される可燃ごみは、昭和 59 年 8 月から稼働している本組合の小針クリーンセンター（処理能力 204 t /24h）において広域処理しています。また、鴻巣市の鴻巣地域、川里地域及び北本市から排出される可燃ごみと粗大ごみは、昭和 59 年 3 月から稼働している埼玉中部環境保全組合の埼玉中部環境センター（処理能力 240t/24h）において広域処理しています。なお、小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センターは、両施設とも稼働後 31 年が経過し更新の時期が迫っています。

このような状況の下、構成市では、平成 25 年 5 月 7 日に、以下の基本的事項を合意し、3 市でごみ処理の広域化を推進することとしました。

○ ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書 抜粋

1 ごみ処理広域化の枠組み

行田市、鴻巣市、北本市で、共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行う。

2 ごみ処理施設の建設地

ごみ処理施設の建設地は、鴻巣市内とする。

補則

本合意書に定めのない事項、及び本合意事項について疑義が生じたときは、行田市、鴻巣市、北本市で協議のうえ、決定するものとする。

平成 26 年 4 月には、「彩北広域清掃組合」に北本市が加わり、組合名称を「鴻巣行田北本環境資源組合」に変更し、現在に至っています。

本組合及び構成市は、連携・共同による広域的なごみ処理の取り組みを推進することで得られる下記の長所を活かし、対象地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的なごみ処理に対応するものとします。

○ 第 2 次埼玉県ごみ処理広域化計画 抜粋

- 1 再生利用が可能なごみを広域的に集めることにより再生利用がより容易になること。
- 2 ごみ処理施設の集約化及び全連続炉によりダイオキシン類の排出抑制を図ることができること。
- 3 地球温暖化防止に資する高効率発電などにより効率的な熱回収が可能となること。
- 4 高度な処理が可能な小規模処理施設を個別に整備するよりも施設を集約化した方が全体として整備費用が安くなること。

1.6 本組合及び構成市の事務範囲

(1) 本組合の事務範囲

- ① ごみ処理広域化に関する計画の策定
- ② 新たに整備する施設（熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤード）の設置、管理及び運営
- ③ 小針クリーンセンターにおける可燃物焼却施設及び最終処分場の管理及び運営

(2) 構成市の事務範囲

- ① ごみ処理に関する計画の策定（ごみ処理広域化に係る計画を除く。）
- ② ごみの減量化及び資源化に関する施策
- ③ ごみ及び資源物の収集・運搬に関する施策
- ④ 資源物（資源プラスチックを除く。）の処理に関する施策
- ⑤ 構成市で所有するストックヤードの管理

表 1-1 本組合と構成市の事務範囲区分

事務範囲	本組合	構成市
ごみ処理広域化に関する計画の策定	●	
ごみ処理に関する計画の策定		●※
ごみの減量化及び資源化に関する施策		●
ごみ及び資源物の収集・運搬に関する施策		●
新たに整備する施設（熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤード）の設置、管理及び運営	●	
小針クリーンセンター（可燃物焼却施設及び一般廃棄物最終処分場）の管理及び運営	●	
資源物（資源プラスチックを除く。）の処理に関する施策		●
構成市で所有するストックヤードの管理		●

注）※：ごみ処理広域化に関する計画の策定を除く。

○ 本組合理約 抜粋

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 可燃物焼却施設及び最終処分場の運営管理に関する事務（鴻巣市のうち別表に掲げる区域及び行田市に限る。）
- (2) ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整並びに当該計画に基づく一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の建設及びこれに附帯する事務

別表

榎戸、大芦、鎌塚、北新宿、小谷、三町免、下忍、新宿、筑波、荊原、吹上、吹上富士見、吹上本町、袋、前砂、南、明用

第2章 地域の概況

2.1 自然環境

(1) 位置

構成市の区域（以下「本地域」という。）は、埼玉県平野部の北中部に位置します。本地域の面積は 154.75 km² となり、埼玉県全体の 4.1 % を占めています。



	面積	
鴻巣市	67.44 km ²	1.8%
行田市	67.49 km ²	1.8%
北本市	19.82 km ²	0.5%
合計	154.75 km ²	4.1%
埼玉県	3,797.75 km ²	100.0%

注) 出典：国土地理院平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調

図 2-1 本地域の位置

(2) 地勢

本地域は、ほぼ平坦な地形をしていますが、鴻巣市の南部から北本市にかけて大宮台地があります。また、行田市には利根川が、鴻巣市及び北本市の西部には荒川が流れています。

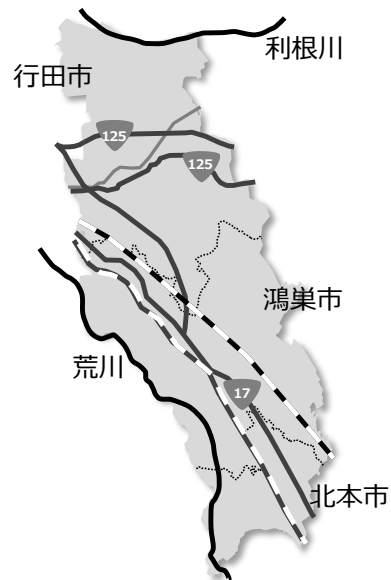
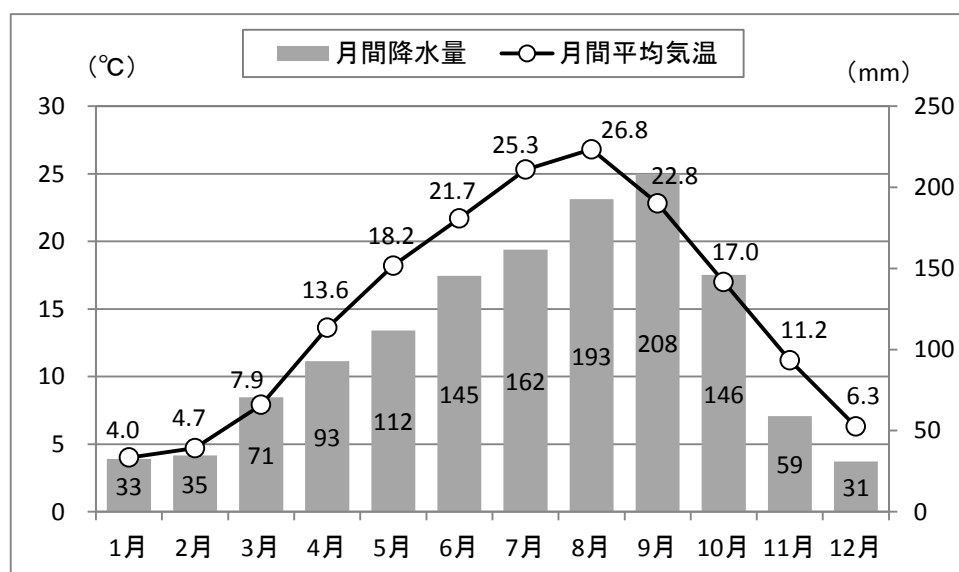


図 2-2 本地域の河川

(3) 気候

本地域における月間降水量（1981年から2010年の30年間平均）は、一番少ない月（12月）が31mm、一番多い月（9月）は208mm、年間降水量は1,288mmとなっています。

また、月間平均気温（1981年から2010年の30年間平均）は、一番低い月（1月）が4.0℃、一番高い月（8月）は26.8℃、年間平均15.0℃で比較的過ごしやすい気候といえます。



注) 出典：熊谷地方気象台（1981～2010年の30年間平均）

図 2-3 本地域の気候（30年間平均）

2.2 社会環境

(1) 人口及び世帯の動態

① 人口の推移

構成市の合計人口は、過去 10 年間、減少傾向にあります。平成 16 年の人口は 283,119 人でしたが、平成 25 年には 274,390 人となり、8,729 人（3.1%）減少しています。

表 2-1 人口の推移

単位：人

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
鴻巣市	120,867	120,802	120,897	120,817	120,962	120,899	120,954	120,601	120,336	119,978
行田市	91,115	90,573	89,895	89,334	88,673	88,022	87,494	86,755	86,035	85,374
北本市	71,137	71,078	71,018	70,940	70,667	70,493	70,193	69,951	69,264	69,038
合計	283,119	282,453	281,810	281,091	280,302	279,414	278,641	277,307	275,635	274,390

注) 1. 出典：平成 16～23 年；住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計（各年 10 月 1 日現在）

注) 2. 出典：平成 24～25 年；住民基本台帳人口（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

注) 3. 鴻巣市及び行田市の合併前における人口は旧市町村の合計人口

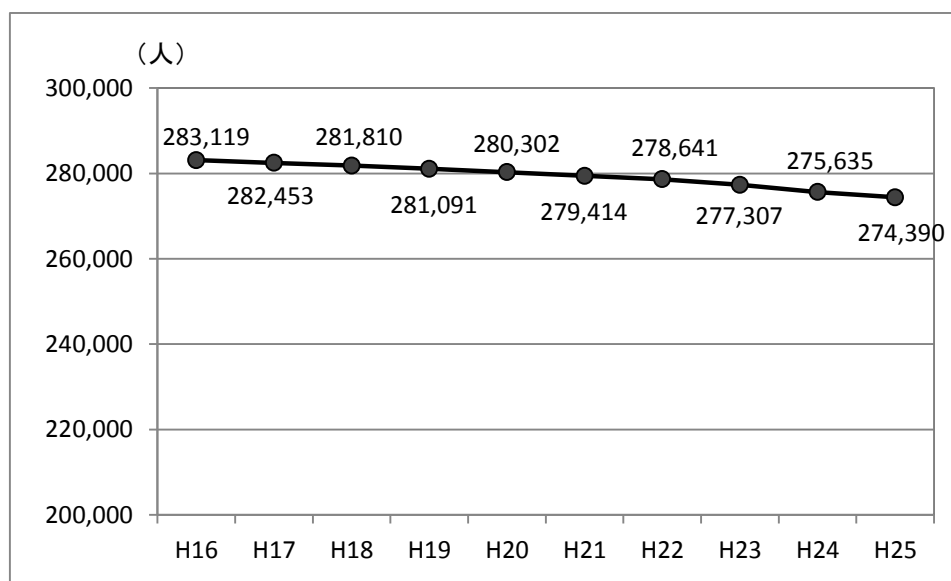


図 2-4 人口の推移（構成市合計）

② 世帯数の推移

構成市の合計世帯は、過去 10 年間で増加傾向にあります。平成 16 年の世帯数は、100,764 世帯でしたが、平成 25 年には 108,855 世帯となり、8,091 世帯（8.0%）増加しています。

また、1 世帯当たりの人数は減少傾向にあります。平成 16 年では 2.81 人でしたが、平成 25 年には 2.52 人となり、0.29 人（10.3%）減少しています。

表 2-2 世帯数の推移

単位：世帯

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
鴻巣市	42,613	43,184	43,856	44,530	45,197	45,711	46,259	46,546	46,585	46,997
行田市	32,191	32,437	32,732	33,019	33,176	33,263	33,434	33,629	33,553	33,749
北本市	25,960	26,335	26,748	27,076	27,358	27,569	27,740	27,940	27,803	28,109
合計	100,764	101,956	103,336	104,625	105,731	106,543	107,433	108,115	107,941	108,855

注) 1. 出典：平成 16～23 年；住民基本台帳世帯数及び外国人登録世帯数の合計（各年 10 月 1 日現在）

注) 2. 出典：平成 24～25 年；住民基本台帳世帯数（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

注) 3. 鴻巣市及び行田市の合併前における人口は旧市町村の合計人口

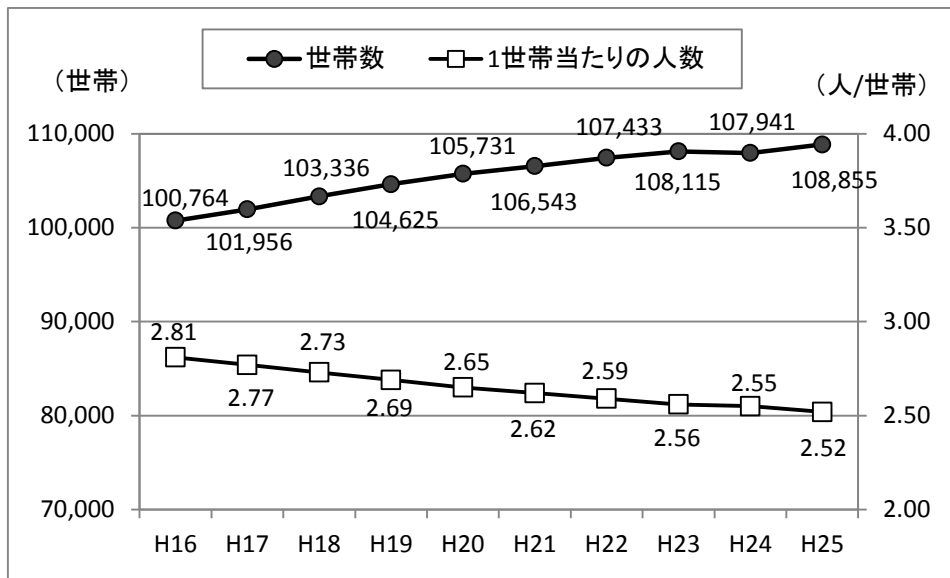


図 2-5 世帯数及び 1 世帯当たりの人数の推移（構成市合計）

③ 年齢別（5歳階級）人口の分布

構成市の年齢別人口は、男性及び女性ともに60～64歳が最も多くなっています。

男性と女性をあわせた15歳未満の割合は12.7%、15歳以上65歳未満の割合は65.7%、65歳以上の割合が21.6%となっています。

表 2-3 年齢別（5歳階級）人口の分布（構成市合計）

単位：人

年齢区分	男性	女性	合計	割合	年齢区分	男性	女性	合計	割合
0～4歳	5,271	5,047	10,318	3.8%	55～59歳	10,395	10,583	20,978	7.6%
5～9歳	5,963	5,782	11,745	4.3%	60～64歳	11,963	12,334	24,297	8.8%
10～14歳	6,570	6,168	12,738	4.6%	65～69歳	9,682	9,874	19,556	7.1%
15～19歳	7,411	6,735	14,146	5.2%	70～74歳	7,449	7,558	15,007	5.5%
20～24歳	7,491	7,180	14,671	5.4%	75～79歳	5,043	5,871	10,914	4.0%
25～29歳	7,725	7,554	15,279	5.6%	80～84歳	2,958	4,402	7,360	2.7%
30～34歳	8,757	8,209	16,966	6.2%	85～89歳	1,241	2,871	4,112	1.5%
35～39歳	10,560	9,990	20,550	7.5%	90～94歳	435	1,260	1,695	0.6%
40～44歳	9,415	8,934	18,349	6.7%	95～99歳	80	396	476	0.2%
45～49歳	8,576	8,725	17,301	6.3%	100歳以上	14	62	76	0.03%
50～54歳	8,807	8,835	17,642	6.4%	合計	135,806	138,370	274,176	100.0%

注) 1. 出典：平成22年国勢調査

注) 2. 年齢不詳を除く。

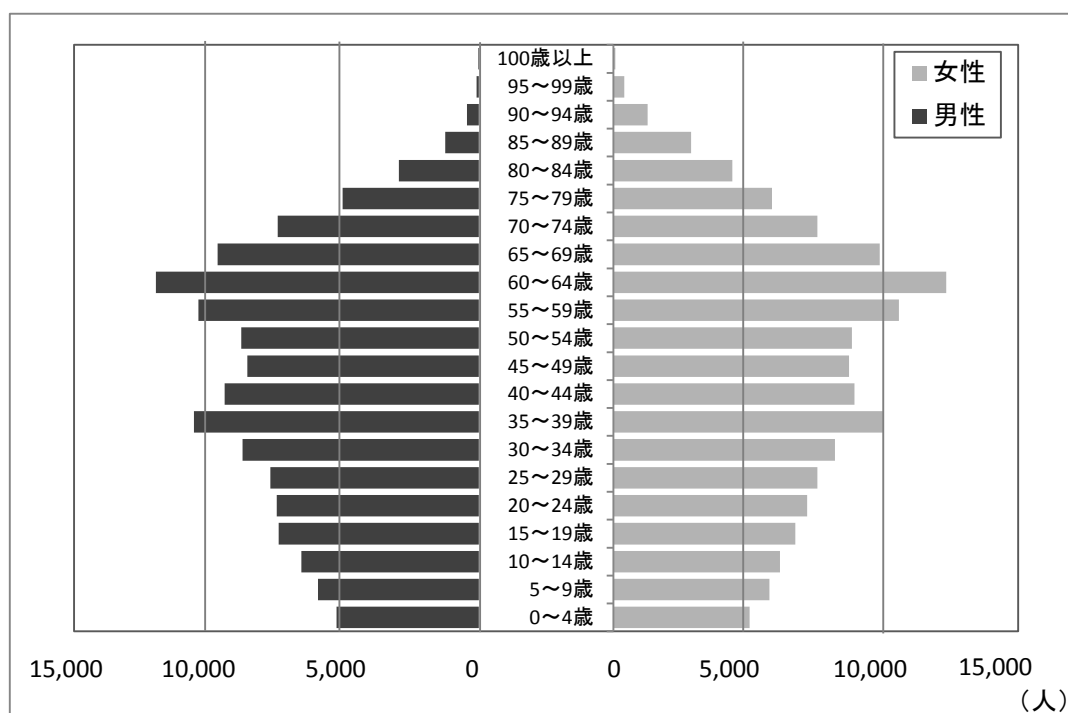


図 2-6 年齢別（5歳階級）人口の分布（構成市合計）

(2) 産業の動向

① 事業所数及び従業者数の推移

構成市の合計事業所数は、平成 18 年から平成 21 年にかけて増加したものの、その後減少に転じています。平成 13 年の事業所数は 10,079 事業所でしたが、平成 24 年の事業所数は 9,103 事業所となり、976 事業所（9.7%）減少しています。

また、構成市の合計従業者数は、平成 18 年から平成 21 年にかけて増加したものの、その後減少に転じています。平成 13 年の従業者数は、89,374 人でしたが、平成 24 年の従業者数は 83,432 人となり 5,942 人（6.6%）減少しています。

表 2-4 事業所数及び従業者数の推移

		H13	H18	H21	H24
事業所 (事業所)	鴻巣市	4,163	3,905	4,002	3,672
	行田市	3,863	3,924	3,873	3,531
	北本市	2,053	1,854	2,081	1,900
	合計	10,079	9,683	9,956	9,103
従業者 (人)	鴻巣市	36,149	33,966	35,769	32,155
	行田市	34,160	34,724	36,135	32,999
	北本市	19,065	19,427	20,299	18,278
	合計	89,374	88,117	92,203	83,432

注) 1. 出典：事業所・企業統計調査（H13, H18）、経済センサス（H21, H24）

注) 2. 各数は農・林・漁業の個人事業主及び公務を除外

- ・ H13 及び H18 は調査結果合計から農・林・漁業の個人事業主及び公務を除外
- ・ H21 は調査結果合計から公務を除外

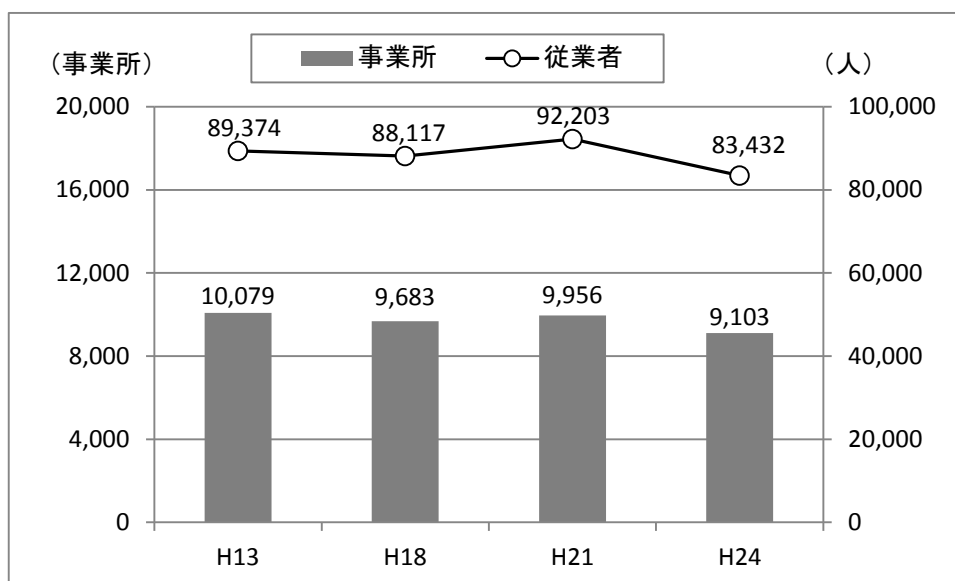


図 2-7 事業所数及び従業者数の推移（構成市合計）

② 事業所及び従業者の業種別割合

構成市における平成 24 年の事業所数は 9,103 事業所となっています。

業種別割合をみると、「卸売業,小売業」が最も多く 25.0%、次いで「製造業」が 10.9%、「生活関連サービス業,娯楽業」及び「建設業」が 10.8%の順となっています。

また、平成 24 年の従業者数は 83,432 人となっており、業種別割合をみると、「製造業」が最も多く 24.7%、次いで「卸売業,小売業」が 22.8%、「医療,福祉」が 12.9%となっています。

表 2-5 事業所及び従業者の業種別割合（平成 24 年）

	事業所数（事業所）					従業者数（人）				
	鴻巣市	行田市	北本市	合計		鴻巣市	行田市	北本市	合計	
農林漁業	24	14	5	43	0.5%	319	139	42	500	0.6%
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
建設業	409	374	197	980	10.8%	1,860	2,095	1,229	5,184	6.2%
製造業	355	480	159	994	10.9%	7,342	10,072	3,182	20,596	24.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	2	7	0.1%	7	166	79	252	0.3%
情報通信業	20	23	14	57	0.6%	213	151	66	430	0.5%
運輸業,郵便業	83	101	19	203	2.2%	1,597	2,552	306	4,455	5.3%
卸売業,小売業	933	853	489	2,275	25.0%	8,305	5,903	4,775	18,983	22.8%
金融業,保険業	48	38	26	112	1.2%	452	636	389	1,477	1.8%
不動産業,物品賃貸業	266	198	136	600	6.6%	651	590	442	1,683	2.0%
学術研究,専門・技術サービス業	113	114	74	301	3.3%	342	487	255	1,084	1.3%
宿泊業,飲食サービス業	347	366	203	916	10.1%	2,283	2,530	1,828	6,641	8.0%
生活関連サービス業,娯楽業	411	326	245	982	10.8%	1,562	1,642	1,149	4,353	5.2%
教育,学習支援業	140	120	72	332	3.6%	783	773	564	2,120	2.5%
医療,福祉	265	235	156	656	7.2%	4,412	3,528	2,783	10,723	12.9%
複合サービス事業	14	22	8	44	0.5%	222	198	69	489	0.6%
サービス業(他に分類されないもの)	242	264	95	601	6.6%	1,805	1,537	1,120	4,462	5.3%
合計	3,672	3,531	1,900	9,103	100.0%	32,155	32,999	18,278	83,432	100.0%

注) 出典：平成 24 年経済センサス

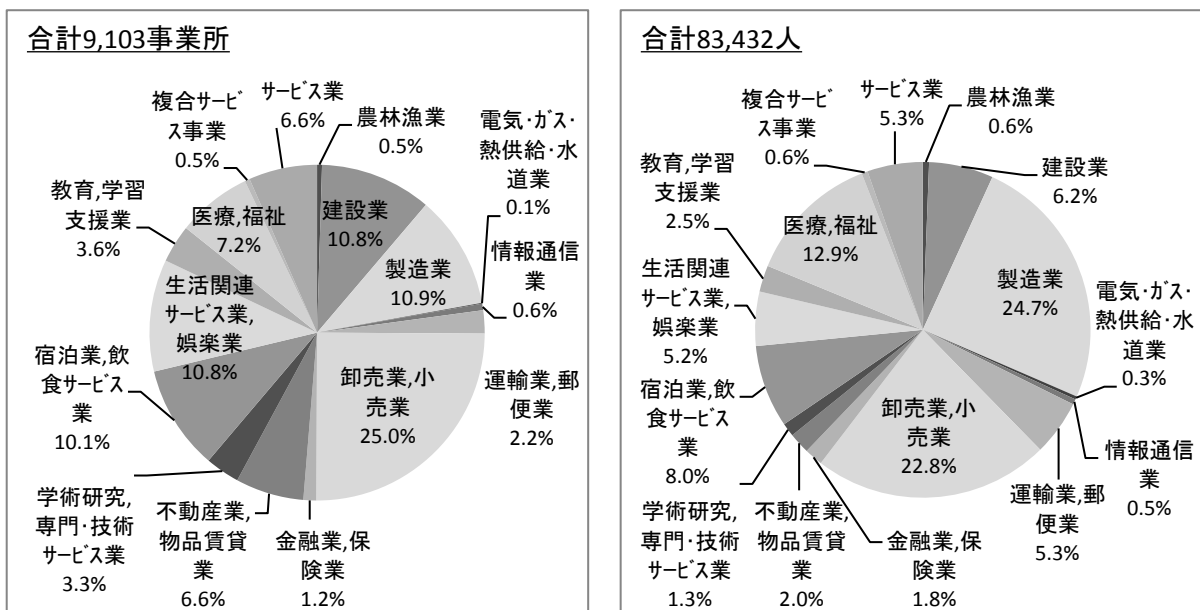


図 2-8 事業所及び従業者の業種別割合（構成市合計、平成 24 年）

(3) 交通の状況

鉄道交通は、本地域の南北に JR 高崎線の北本駅、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅、行田駅があり、都心と高崎方面を連絡しています。また、秩父鉄道が行田市を横断し、羽生市と秩父市方面を連絡しています。さらに、JR 高崎線に並行して上越新幹線が通過しています。

道路交通は、本地域を国道 17 号が縦断し、また国道 125 号が行田市を横断していることから、都心や関越自動車道、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）へ比較的容易にアクセスできます。



図 2-9 本地域の交通状況

(4) 土地利用の状況

本地域の土地利用は、田が最も多く 28.23%となっており、次いで宅地が 24.66%、畑が 19.07%となっています。

表 2-6 土地利用状況

	鴻巣市		行田市		北本市		合計	
	(ha)	割合	(ha)	割合	(ha)	割合	(ha)	割合
田	1,756	26.02%	2,549.7	37.85%	60.9	3.07%	4,366.6	28.23%
畑	1,555	23.04%	874.4	12.98%	521.0	26.26%	2,950.4	19.07%
宅地	1,491	22.09%	1,513.2	22.46%	811.1	40.88%	3,815.3	24.66%
池沼	4	0.06%	-	-	-	-	4.0	0.03%
山林	28	0.41%	16.1	0.24%	78.0	3.93%	122.1	0.79%
原野	17	0.25%	0.8	0.01%	1.5	0.08%	19.3	0.12%
雑種地	323	4.79%	224.3	3.33%	164.9	8.31%	712.2	4.60%
その他	1,575	23.34%	1,558.5	23.13%	346.6	17.47%	3,480.1	22.50%
合計	6,749	100.00%	6,737.0	100.00%	1,984.0	100.00%	15,470.0	100.00%

注) 出典：構成市統計書（平成 26 年 1 月 1 日現在）

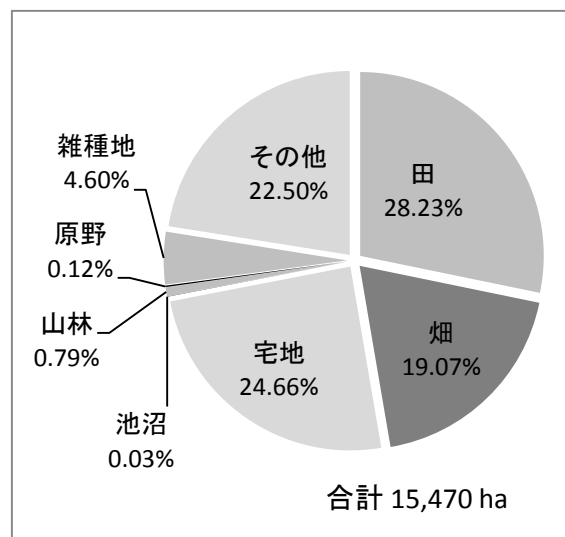


図 2-10 土地利用状況 (構成市合計)

(5) 国、県及び構成市における関連計画

① 国の計画

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成 25 年 5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し循環型社会の形成に向けた取り組むべき課題、中長期的な方向性を示しています。

また、平成 25 年 5 月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定し、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムを確保することなどを示しています。

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）

基本的方向

■ 質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

■ 国際的取組の推進

- ① アジア 3 R 推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

■ 東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

目標

より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上

	平成12年度	平成22年度	平成32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46 (+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17 (+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17 (▲70%)

注) () 内は平成12年度比

廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月）

策定の目的

現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3 Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。

基本理念及び重点目標

【基本理念】

- 3 Rの推進
- 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

【重点目標】

- 排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
- 焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
- し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全

廃棄物処理システムの方向性

- 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 Rの推進
- 地域住民等の理解と協力の確保
- 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善
 - ・ 広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。
 - ・ ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
 - ・ 資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。
- 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備
 - ・ 廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。
 - ・ 例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。
- 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
 - ・ 廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせるなど、効率的なエネルギー回収を進める。
- 災害対策の強化
 - ・ 廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。
 - ・ 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

② 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、平成12年に制定されました。

容器包装リサイクル法

① 仕組みと各主体の責務

- 消費者の責務
消費者（家庭）は市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出します。
- 市町村の責務
市町村は家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者へ引き渡します。
- 事業者の責務
「容器」、「包装」を利用して販売する事業者や、容器を製造・輸入する事業者は、「特定事業者」として、リサイクルを行う義務を負います。また、リサイクルに要する費用を支払います。市町村から分別収集した容器包装を引き取った「リサイクル事業者」は、リサイクルを行います。リサイクル費用は特定事業者から受け取ります。

② 容器包装の排出ルール

- 2種類の収集区分
プラスチック製容器包装のみを収集対象とする「単独収集」と、それ以外のプラスチック等とあわせて収集する「混合収集」があります。
- 異物混入の禁止
収集運搬やリサイクルをする作業者の安全を守るため、ライターやカイロ、カミソリや注射器などの危険物は、絶対に混ぜてはいけません。
- 汚れたものの取扱い
リサイクル製品の品質を維持するため、食品の汚れなどが付着したものはさっと水洗いして出します。ただし、水洗い程度では汚れやおいがとれないものについては、収集袋の中で汚れが移らないよう、容器包装とは別に排出します。

プラスチック製容器包装の再商品化に関する現状

① 県内の状況

- プラスチック製容器包装の分別収集を行っている自治体（平成26年10月時点）
 - ・ 県内63市町村のうち41市町村（約65%）※鴻巣市及び北本市を含む。行田市を含めた残りの22市町村は、容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画の対象品目にプラスチック製容器包装は含まれておらず、行政回収がされていません。

② リサイクル事業者による再資源化

- リサイクル手法の決定方法（リサイクル事業者による入札）
市町村が回収したプラスチック製容器包装のリサイクル手法は、入札するリサイクル事業者が行うリサイクル方式により決定されます。市町村（住民）の側から、特定のリサイクル事業者（リサイクル手法）を指定することはできません。
- リサイクル事業者による再資源化
市町村からプラスチック製容器包装を引き取ったリサイクル事業者は、品質を確保するため、市町村が分別したものを、また更に分別します。最終的に再生プラスチック製品となるものの割合は、材料リサイクル事業者へ引き渡されるものの半分程度となり、家庭からの排出量と比較すると15%程度です。（116.1万トン → 17.3万トン）
再生プラスチック製品とならなかったものは、ケミカルリサイクルに使用されたり、焼却して熱回収に使用されたりしています。

③ 埼玉県の計画

埼玉県では、地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保することにより、循環型社会の形成を推進するため、平成20年3月に「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定しています。なお、本地域は、同計画において、ごみ処理広域ブロック21（重点ブロック）として、広域化を図ることにより施設の集約化が進むものと考えられる地域とされています。

また、生活様式や事業活動のあり方を見直し、より一層、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に「第7次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しています。

第7次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成23年3月）

策定の目的

- 1 “引き継ごう、自然豊かな、安心・安全な地域社会”
- 2 “広げよう、人、地域と産業を結ぶ循環の輪”
- 3 “生活と社会を変革し循環型社会を実現する”

計画の期間

平成23年度から平成27年度

目標値（一般廃棄物）

- 一人1日当たりの生活系※ごみ排出量：642グラム（平成27年度）
 - 事業系ごみ排出量：478千トン（平成27年度）
 - 一人1日当たりの最終処分量：55グラム（平成27年度）
- 注）※：家庭から排出される可燃・不燃・粗大・資源その他の量

重点施策

【ごみ減量化等の推進】

- ・循環型ライフスタイルの促進
- ・新たなリサイクルの推進

【廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備】

- ・リサイクル資材の普及拡大
- ・環境先端企業の集積
- ・彩の国資源循環工場によるリサイクルの推進
- ・最終処分場の確保
- ・一般廃棄物会計基準の導入促進

【廃棄物処理の技術と安全の向上】

- ・廃棄物不法投棄監視対策の強化
- ・廃棄物の山の撤去・環境保全対策の推進

第2次埼玉県ごみ処理広域化計画（平成20年3月）

策定の目的

地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保することにより、循環型社会の形成を推進する。

策定の視点

- | | |
|------------------------|--|
| 1 ダイオキシン類削減対策 | ダイオキシン類の削減対策はもとより、NOxなど環境負荷の低減を推進する。 |
| 2 焼却残さの高度処理対策 | 焼却残渣のセメント資源化や溶融スラグ・人口砂などの骨材としての利用を促進する。 |
| 3 マテリアルリサイクルの推進 | 広域的に集めることによりリサイクルが可能となる廃棄物の再生利用体制を整備する。 |
| 4 サーマルリサイクルの推進 | 効率的な熱回収が行えるごみ焼却施設の整備を推進する。 |
| 5 最終処分場の確保対策 | 埋立処分する廃棄物の量を減らし、最終処分場の延命化を図ると共に広域最終処分場の整備を行う。 |
| 6 公共事業のコスト削減 | 施設整備はもとより、維持管理費の削減を含めて評価し、ごみ処理の広域化を推進する。 |
| 7 ごみの減量化の推進 | リサイクルを促進し、広域化に伴うごみ処理システムの見直しを行う中でごみ処理の有料化の検討も行う。 |
| 8 温室効果ガスの削減対策 | 焼却処理の補助燃料の削減を図り、廃プラスチックのリサイクルを促進する。 |
| 9 民間施設を活用した
広域処理の推進 | 再生利用などをさらに推進するため、民間の技術・施設を活用したごみ処理広域化を検討する。 |
| 10 計画的な施設整備 | 焼却施設の老朽化が進んでいるため、計画的な施設整備を推進する。 |

ごみ処理広域ブロック

- ・鴻巣市・行田市・北本市はブロック21に含まれ、重点ブロックに設定される。
- ・県では、地域的なつながりや、広域行政事務、市町村合併の動向などを考慮し、ブロック21の市町村とともに施設の集約化に向けた取組を進めていく。

④ 構成市の総合振興計画

構成市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として、総合振興計画を策定しています。

第5次鴻巣市総合振興計画

計画期間

基本構想 : 平成19年度から平成28年度
後期基本計画 : 平成24年度から平成28年度

将来都市像

「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」

廃棄物分野の政策

「資源循環型社会の形成と地球環境の保全」

■基本事業

- ・可燃ごみ・不燃ごみ排出量の抑制
- ・地球温暖化防止対策の推進
- ・資源化の推進
- ・庁舎内環境配慮の推進
- ・可燃・不燃ごみの適正化

第5次行田市総合振興計画

計画期間

平成23年度から平成32年度

基本理念

「ひとの元気・地域の元気・まちの元気」

廃棄物分野の政策

「資源循環型社会が形成されたまちをつくる」

- 政策の展開
- ① ごみ減量とリサイクルの推進
 - ② 廃棄物処理対策の推進
- ・4 Rの推進
 - ・ごみ処理体制の充実
 - ・し尿処理体制の充実

第四次北本市総合振興計画

計画期間

基本構想 : 平成18年度から平成27年度
後期基本計画 : 平成24年度から平成27年度

将来都市像

「緑にかこまれた健康な文化都市」

廃棄物分野の政策

「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」

- 主要施策
- ・環境基本計画の推進
 - ・地球温暖化対策実行計画の推進
 - ・環境にやさしいまちづくり
 - ・人にやさしいまちづくり
 - ・生活環境保全の推進
 - ・ごみの減量化・再資源化の推進
 - ・し尿・生活排水処理の推進

⑤ 構成市の環境基本計画

構成市では、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定しています。

鴻巣市環境基本計画（平成25年3月）

計画期間 平成25年度から平成34年度（10年間）

計画の理念 一人ひとりの行動から花と緑に彩られた、
住んで心地よいまちに鴻巣を変えていこう！

廃棄物分野の取組 基本方針9 ごみの減量と再資源化の推進

- 取組の柱1：ごみの発生抑制とリサイクルの推進
- 取組の柱2：ごみの適正処理
- 取組の柱3：ゼロエミッションの促進

第2次行田市環境基本計画（平成26年3月）

計画期間 平成26年度から平成35年度（10年間）

望ましい環境像 人々の生活と豊かな自然が共生できる環境にやさしい
うるおいのあるまち

廃棄物分野の取組 基本目標：環境負荷の低減による循環型社会の形成
基本方針：廃棄物減量化の推進

- ・廃棄物の適正処理
- ・4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の推進

北本市環境基本計画（平成20年3月）

計画期間 平成20年度から平成27年度（8年間）

望ましい環境像 「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」

廃棄物分野の取組 長期的な目標：環境への負荷の少ない地域社会の実現

- ・廃棄物の減量とリサイクルの推進
- ・循環型ごみ処理方法の推進

第3章 ごみ処理の現況及び課題

3.1 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は、以下のとおりです。

「家庭ごみ」

家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」と呼びます。家庭ごみは大きく、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」及び「有害ごみ（行田市のみ。）」に分類されます。なお、排出されるごみがどの分類に該当するかは、構成市により異なります。

家庭から排出されるごみの量を「家庭ごみ排出量」と呼びますが、「資源物」と「有害ごみ」を含む集計方法と、除く集計方法の2種類あります。

「事業系ごみ」

オフィス、商店及び農業など事業活動により発生する一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。事業系ごみは大きく「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」に分類されます。排出されるごみがどの分類に該当するかは、構成市により異なります。

「集団回収」

家庭から排出される資源物のうち、学校や自治会などの団体により、行政収集（拠点回収含む。）や自己搬入とは別に回収されるごみは「集団回収」と呼び、他の家庭ごみとは分けて集計します。集団回収で回収する資源物の種類は、構成市により異なります。

「ごみ排出量」

「家庭ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」をあわせた量を「ごみ排出量」と呼びます。

「ごみ総排出量」

「ごみ排出量」に「集団回収量」を加えたものを「ごみ総排出量」と呼びます。

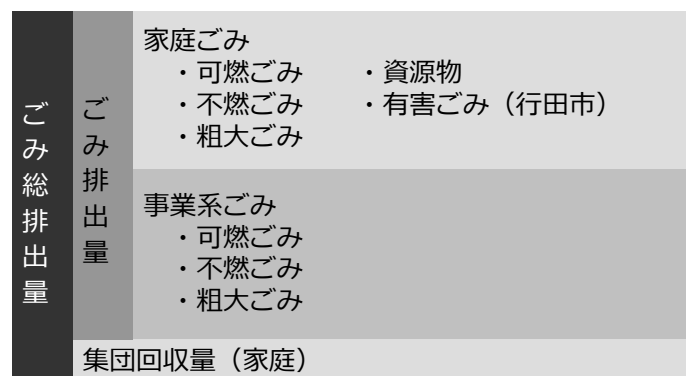


図 3-1 本計画において使用する用語の定義

3.2 ごみ処理体制

本地域における主なごみ処理体制を図 3-2 に示します。

(1) 可燃ごみ

行田市及び鴻巣市の吹上地域から排出される可燃ごみは、小針クリーンセンターにおいて焼却処理しています。また、鴻巣市の鴻巣地域、川里地域及び北本市から排出される可燃ごみは、埼玉中部環境センターにおいて焼却処理しています。なお、焼却処理に伴って排出される焼却灰等の焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

(2) 不燃ごみ

行田市から排出される不燃ごみは、行田市粗大ごみ処理場において破碎・選別処理を行っています。選別後の不燃残さは、民間処理業者に処理を委託しています。

鴻巣市及び北本市から排出される不燃ごみは、各市の施設に一時保管した後、民間処理業者に処理を委託しています。委託先の民間処理業者は、金属等の資源物を選別した後、不燃残さ及び可燃残さをまとめて処理（ケミカルリサイクル・熱回収等）しています。

(3) 粗大ごみ

行田市から排出される粗大ごみは、不燃ごみと同様に、行田市粗大ごみ処理場において破碎・選別処理を行っています。選別後の不燃残さは、民間処理業者に処理を委託しています。また、選別後の可燃残さは、小針クリーンセンターにおいて焼却処理しています。

鴻巣市の鴻巣地域、川里地域及び北本市から排出される粗大ごみは、埼玉中部環境センターの粗大ごみ処理施設において破碎・選別処理を行っています。選別後の不燃残さは、民間処理業者に処理を委託しています。また、選別後の可燃残さは、同センターの焼却施設において焼却処理しています。

鴻巣市の吹上地域から排出される粗大ごみは、鴻巣市の一時保管場所で解体・選別処理を行っています。また、選別後の不燃残さは民間処理業者に処理を委託し、可燃性残さは小針クリーンセンターにおいて焼却処理しています。

(4) 資源物

資源物として分別回収されるびん・缶・紙くずなどは、全ての構成市において民間処理業者や各構成市のリサイクル組合などに委託し、リサイクルされています。

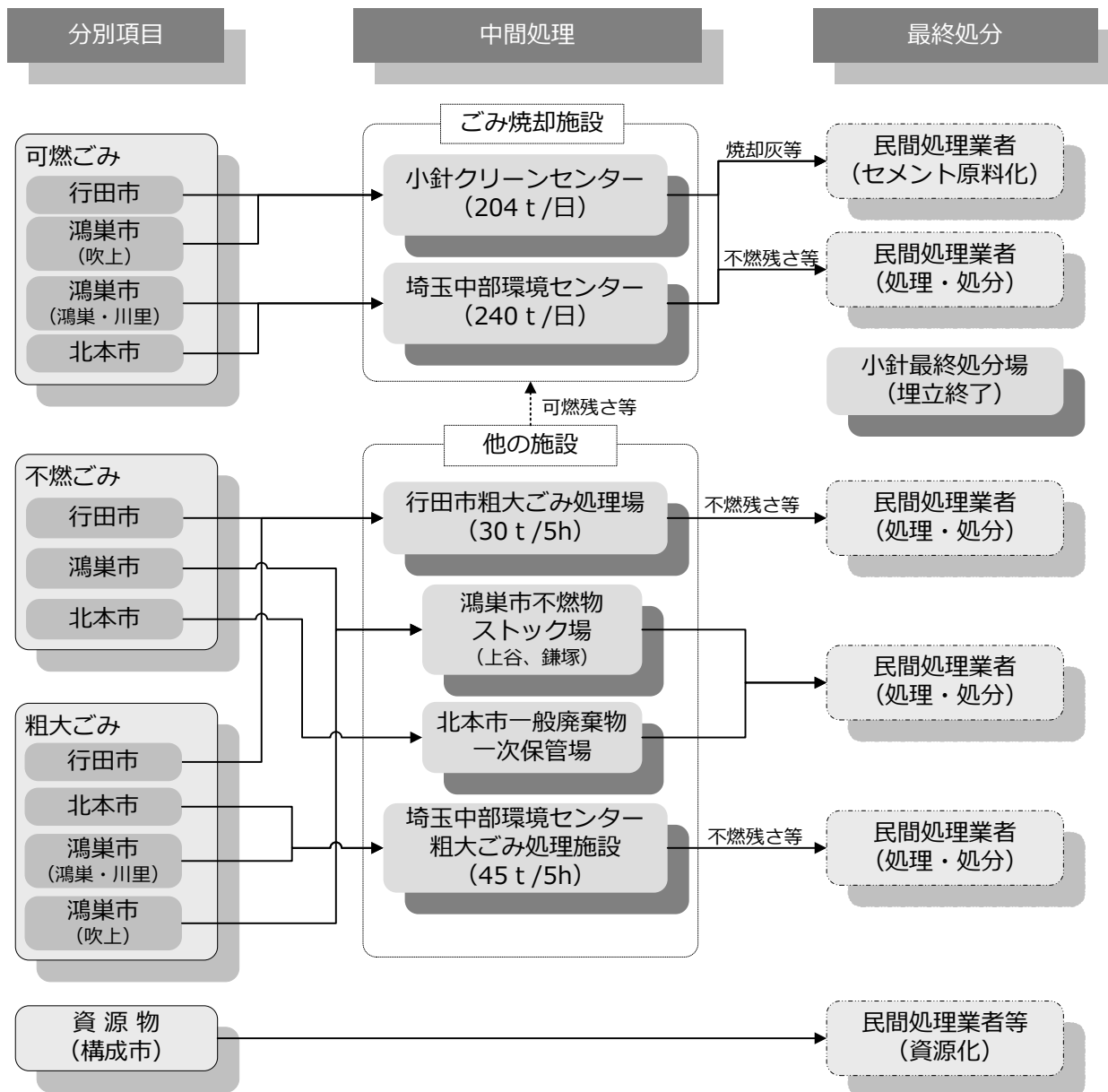


図 3-2 本地域における主なごみ処理体制（平成 25 年度）

3.3 ごみ処理の実績

(1) ごみ総排出量の推移

① 年間排出量

ごみ総排出量は、平成 21 年度から平成 22 年度にかけ若干増加しましたが、平成 23 年度以降は減少傾向にあります。

家庭ごみは、平成 21 年度では 69,901t でしたが、平成 25 年度には 68,200t となり、1,701t (2.4%) 減少しています。事業系ごみは、平成 21 年度では 16,880t でしたが、平成 25 年度には 15,897t となり、983t (5.8%) 減少しています。

また、集団回収は、平成 21 年度では 2,406t でしたが、平成 25 年度には 2,153t となり、253t (10.5%) 減少しています。

表 3-1 ごみ総排出量の推移（構成市合計）

単位：t/年

			H21	H22	H23	H24	H25
家庭ごみ	可燃ごみ		46,548	47,040	46,106	46,560	45,949
	不燃ごみ		7,947	8,310	8,504	8,391	8,432
	粗大ごみ		1,604	1,675	1,771	1,708	1,779
	資源・有害ごみ		13,802	13,443	12,872	12,391	12,040
	計	a	69,901	70,468	69,253	69,050	68,200
	(可燃・不燃・粗大)		56,099	57,025	56,381	56,659	56,160
事業系ごみ	可燃ごみ		15,958	15,643	15,291	14,964	15,211
	不燃ごみ		722	586	447	468	496
	粗大ごみ		200	203	188	183	190
	計	b	16,880	16,432	15,926	15,615	15,897
集団回収	c	2,406	2,355	2,262	2,238	2,153	
合計	ごみ総排出量	a+b+c	89,187	89,255	87,441	86,903	86,250
	ごみ排出量	a+b	86,781	86,900	85,179	84,665	84,097

注) 出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）及び構成市ヒアリング結果

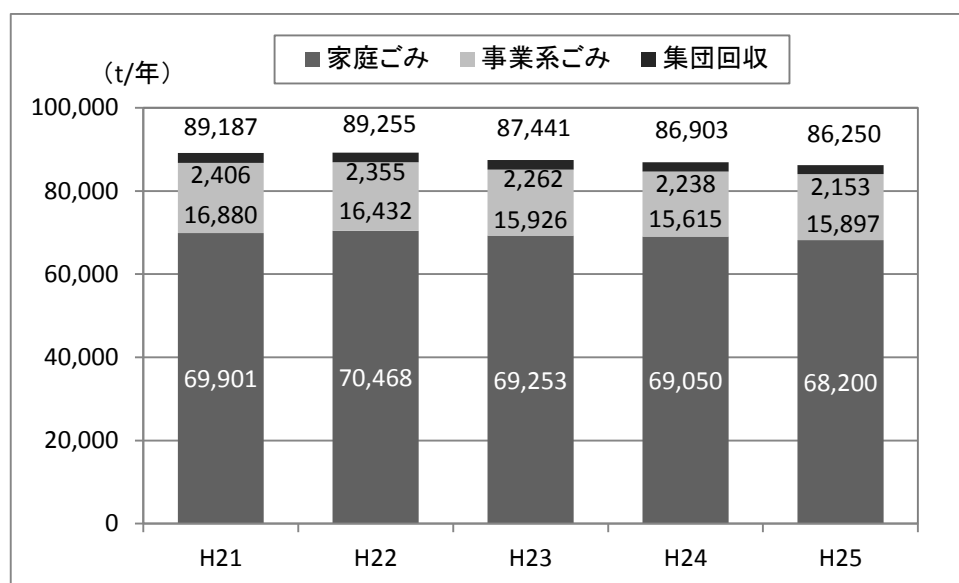


図 3-3 ごみ総排出量の推移（構成市合計）

② 一人1日当たりの排出量

構成市のごみ総排出量を構成市の合計人口で割った一人1日当たりの量でみると、ごみ総排出量及びごみ排出量は、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

ごみ総排出量は、平成21年度が875gでしたが、平成25年度は861gとなり、14g(1.6%)減少しています。ごみ排出量は、平成21年度が851gでしたが、平成25年度は840gとなり、11g(1.3%)減少しています。

家庭ごみ排出量は、平成21年度が685gでしたが、平成25年度は681gとなり、4g(約0.6%)減少しています。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの家庭ごみ排出量は、平成21年度が550gでしたが、平成25年度は561gとなり、11g(2.0%)増加しています。

表 3-2 一人1日当たりの排出量（構成市全体）

単位：g/人日

	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ総排出量	875	878	862	864	861
ごみ排出量	851	854	839	842	840
家庭ごみ排出量	685	693	682	686	681
家庭ごみ排出量（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）	550	561	556	563	561

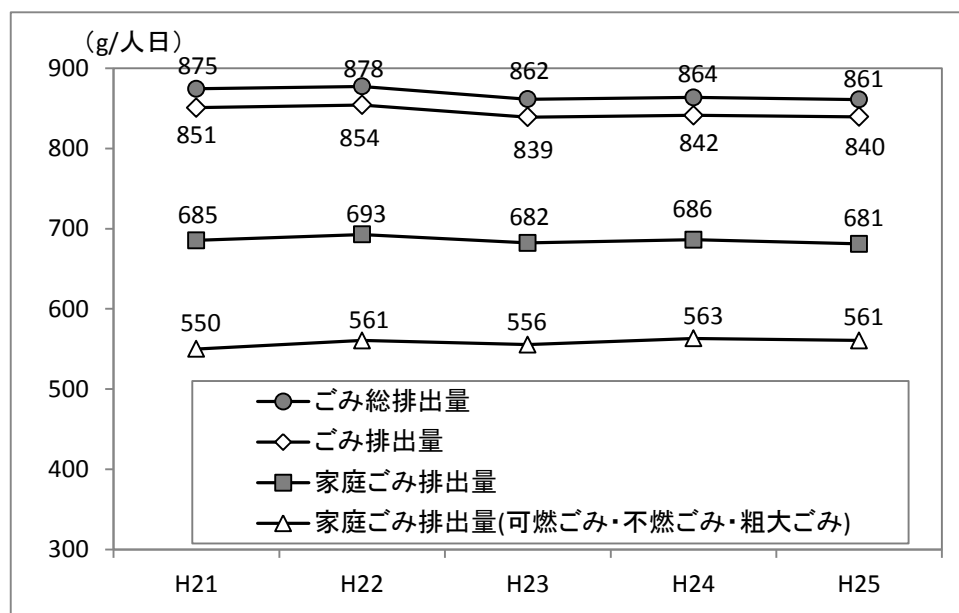


図 3-4 一人1日当たりの排出量（構成市全体）

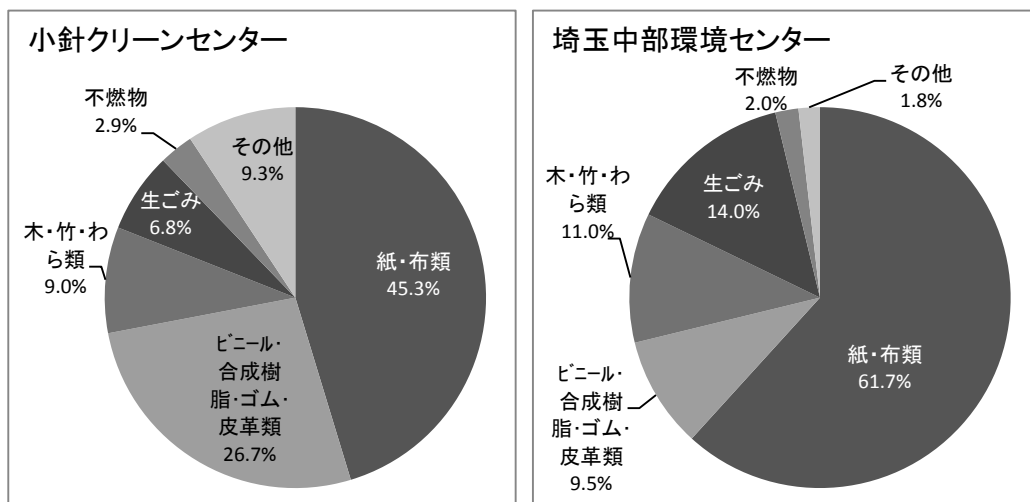
(2) ごみの組成

① 焼却ごみの組成

小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センターにおいて、平成 25 年度に調査した焼却ごみの組成を図 3-5 に示します。

小針クリーンセンターでは、行田市及び鴻巣市の吹上地域から排出される可燃ごみ等を処理していますが、紙・布類の割合が最も大きく 45.3%、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の割合が 26.7%となっています。

埼玉中部環境センターでは、鴻巣市の鴻巣地域、川里地域、北本市及び吉見町から排出される可燃ごみ等を処理していますが、紙・布類の割合が最も大きく 61.7%、次いで生ごみが 14.0%となっています。



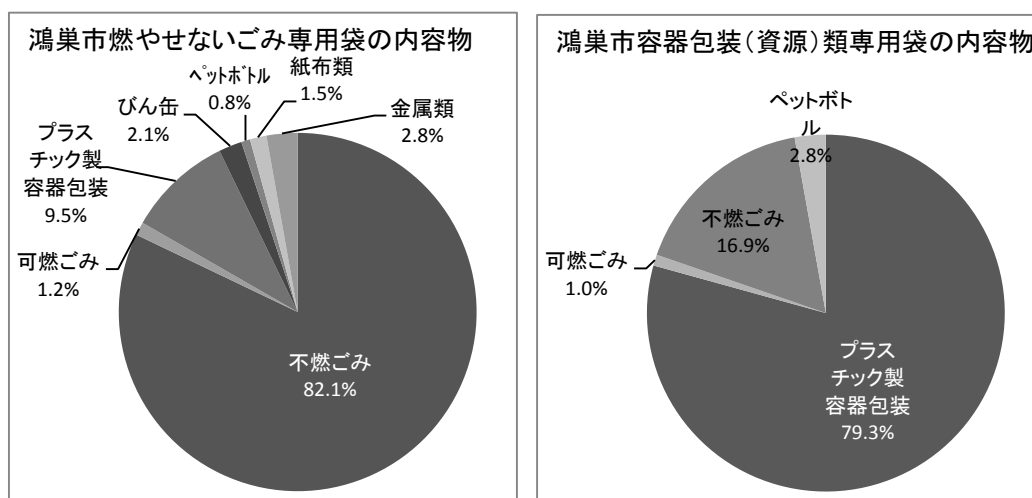
注) 各施設において平成 25 年度に実施したごみ質調査結果 (乾ベース)

図 3-5 焼却ごみの組成 (小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センター)

② 分別排出の状況

鴻巣市において、平成 25 年度に調査した燃やせないごみ専用袋及び容器包装（資源）類専用袋の内容物の組成を図 3-6 に示します。

燃やせないごみ専用袋には不燃ごみ及び不燃ごみとして収集されるプラスチック製容器包装のほかに、可燃ごみ、金属類、びん・缶などが混入しています。また、容器包装（資源）類専用袋には可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトルなどが混入しています。



注) 鴻巣市において平成 25 年度に実施した燃やせないごみ専用袋及び容器包装(資源)類専用袋の内容物調査結果

図 3-6 燃やせないごみ専用袋及び容器包装(資源)類専用袋の内容物の組成 (鴻巣市)

(3) ごみ減量化及び資源化施策の現状

ごみの減量化及び資源化の施策は、構成市において実施しています。

鴻巣市では、市民・事業者・行政が一体となって、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進しています。

家庭ごみの生ごみを対象に、家庭用生ごみ処理機器の購入補助を行い、生ごみの減量に取り組んでいます。

また、ごみの減量化及び適正処理だけではなく、資源の有効利用を促進するため、資源物を分別して排出している自治会に対する報奨金制度や、市と地域住民団体及び再生資源回収業者が一体となってごみの減量化を推進することを目的とした集団回収事業への報奨金制度を実施しています。

行田市では、市民や事業者に対し情報提供を行うとともに、学校教育や生涯学習等を通じて、4Rを推進しています。

集団回収による効率的な収集を促すため、地域が主体となる資源リサイクル活動の支援として、集団回収を行っている団体及び缶、びん類等の集積所の管理指導を行う団体への奨励金及び買上金制度を実施しています。

また、事業所における資源リサイクルの推進を図るほか、公共施設内におけるごみ分別の徹底、市民への不用品情報の発信を行っています。

北本市では、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進しています。

家庭及び集会施設から排出される生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理容器（コンポスト）や電気式生ごみ処理機購入に対して助成を行い、生ごみの減量化及び堆肥化による資源化を推進しています。

また、ごみの減量化及び適正処理を行うとともに、資源の有効利用を図るため、資源物を分別して排出している自治会に対し、資源回収に係る奨励金を支給しています。さらに、ごみ減量化とリサイクル活動の推進を目的とする「ごみ減量等推進市民会議」の活動に対し、助成等の支援を行い、ごみの減量化や再資源化活動を推進しています。

(4) 収集・運搬の現状

① 分別区分

資源物におけるガラス類、金属、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の取扱いは、構成市ごとに異なります。

ガラス類は、北本市では分別回収を実施しています。金属類、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、鴻巣市及び北本市で分別回収を実施しています。

また、鴻巣市及び北本市では、蛍光管・電球及び乾電池を資源物として分別回収を実施していますが、行田市では有害ごみとして分別回収を実施しています。

表 3-3 構成市分別区分一覧

分別区分		鴻巣市	行田市	北本市
可燃ごみ		○	○	○
不燃ごみ		○	○	○
粗大ごみ		○	○	○
資源物	缶	○	○	○
	びん	○	○	○
	ガラス類	不燃ごみとして分別	不燃ごみとして分別	○
	金属	○	不燃ごみとして分別	○
	ペットボトル	○	不燃ごみとして分別	○
	紙類	○	○	○
	布・衣類	○	○	○
	蛍光管・電球・水銀柱	○	有害ごみとして分別	○
	乾電池	○	有害ごみとして分別	○
	廃食用油	○	○	○
	紙パック	○	○	○
	プラスチック製容器包装	○	不燃ごみとして分別	○
小型家電	○	○	○	
有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱等	資源物として分別	○	資源物として分別
	乾電池	資源物として分別	○	資源物として分別

② 家庭ごみ及び事業系ごみの収集方法（排出方法及び収集回数）

家庭ごみにおける構成市別の排出方法を表 3-4 に、収集回数を表 3-5 に示します。

可燃ごみは、受け入れ施設（小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センター）により排出方法が異なります。鴻巣市の鴻巣地域、川里地域及び北本市では、有料の指定袋により排出しています。また、行田市及び鴻巣市の吹上地域では、袋の指定はなく、紙袋等により排出しています。

収集回数は、構成市及び地域により異なります。

不燃ごみは、構成市により排出方法及び収集回数が異なります。鴻巣市及び北本市では、有料の指定袋により排出しますが、行田市では袋の指定はなく、ビニール袋に入れて排出しています。

粗大ごみは、構成市により排出方法及び収集回数、種類及び基準が異なります。

鴻巣市及び北本市では、粗大ごみ処理券を購入・申し込みを行った後、委託業者が自宅に収集に向かう方式のほか、市に事前確認を受けた後、埼玉中部環境センターの粗大ごみ処理施設へ自己搬入する方法があります。

行田市では、排出に係る事務手続きは不要で、指定日にごみ収集ステーションに置く方式のほか、直接、行田市粗大ごみ処理場へ自己搬入する方法があります。

資源物は、種類により有料の指定袋により排出する方式、又は袋を指定せずに排出する方式に分かれており、その区分及び排出方法は構成市及び地域により異なります。

鴻巣市では、プラスチック製容器包装と金属類は有料の指定袋により排出していますが、その他の缶、びん、ペットボトル、紙・布類の資源物は、袋を指定していません。

行田市では、すべての資源物において袋を指定していません。

北本市では、プラスチック製容器包装のみ有料の指定袋で排出し、その他の資源物は袋を指定していません。

収集回数は、構成市により異なります。

事業系ごみは、いずれの構成市も収集運搬業許可業者による収集と事業者自身による自己搬入を行っています。

表 3-4 家庭ごみの排出方法

区 分	鴻 巣 市		行 田 市	北 本 市
	吹上地域	鴻巣・川里地域		
可燃ごみ	紙袋等※1	有料指定袋※2	紙袋等※1	有料指定袋※2
不燃ごみ	有料指定袋		ビニール袋	有料指定袋
粗大ごみ	処理：有料 (リクエスト回収)		処理：無料 (ステーション回収)	処理：有料 (リクエスト回収)
資源物	缶、びん、 ペットボトル、 紙、布・衣類	指定袋なし (ステーション回収)	指定袋なし (ステーション回収) (ペットボトル及び金 属類は不燃ごみとし て回収)	指定袋なし (ステーション回収)
	金属類	有料指定袋 (ステーション回収)		
	プラスチック製 容器包装	有料指定袋	(不燃ごみとして回収)	有料指定袋
有害ごみ (蛍光管・電球・ 水銀柱・乾電池など)	(資源物として回収)		指定袋なし (ステーション回収)	(資源物として回収)

注) 1. ※1：小針クリーンセンターにおいて処理

注) 2. ※2：埼玉中部環境センターにおいて処理

表 3-5 収集回数

区 分	鴻 巣 市	行 田 市		北 本 市
		市街地	市街地以外	
可燃ごみ	2 回/週	4 回/週	3 回/週	2 回/週
不燃ごみ	1 回/週	2 回/週		2 回/月
粗大ごみ	随時 (リクエスト方式)	1 回/月		随時 (リクエスト方式)
資源物	缶,びん	2 回/月	2 回/月	2 回/月
	ガラス類	(不燃ごみとして回収)	(不燃ごみとして回収)	2 回/月
	金属	2 回/月	(不燃ごみとして回収)	2 回/月
	ペットボトル	2 回/月	(不燃ごみとして回収)	2 回/月
	紙,布・衣類	2 回/月	1 回/月	2 回/月
	蛍光管・ 電球・水銀柱	1 回/月	(有害ごみとして回収)	3 回/年 (指定日)
	乾電池	(拠点回収のみ)	(有害ごみとして回収)	(拠点回収のみ)
	廃食油	(拠点回収のみ)	持ち込みのみ (環境課又は粗大ごみ処理場)	(拠点回収のみ)
	紙パック	2 回/月	1 回/月	(拠点回収のみ)
	プラスチック 製容器包装	1 回/週	(不燃ごみとして回収)	2 回/月
	小型家電	1 回/月 (自己搬入のみ)	1 回/月 (粗大ごみ集積所)	(拠点回収のみ)
有害ごみ (蛍光管・電球・ 水銀柱・乾電池など)	(資源物として回収)	1 回/月		(資源物として回収)

(5) 中間処理及び最終処分の現状

① 施設の概要

本地域から排出されるごみは、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設による中間処理、及び一時保管施設による一時保管がされています。

可燃ごみの処理は、本組合の小針クリーンセンター及び埼玉中部環境保全組合の埼玉中部環境センターの2施設で処理していますが、どちらの施設も稼働から31年以上が経過しており、老朽化が激しく更新の時期が迫っています。

粗大ごみの処理は、行田市粗大ごみ処理場及び埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設の2施設で処理していますが、どちらもごみ焼却施設と同様、老朽化が激しく更新の時期が迫っています。

鴻巣市及び北本市では、それぞれの市内に一時保管施設を保有しており、主に不燃ごみ及びプラスチック製容器包装の積み替え保管場所として使用しています。

本組合では、小針クリーンセンターの敷地内に最終処分場を保有していますが、既に埋立が終了しており、現在、廃止に向けた手続きを進めています。

表 3-6 施設の種類

施設の種類	施設名
ごみ焼却施設	・小針クリーンセンター ・埼玉中部環境センターごみ焼却施設
粗大ごみ処理施設	・行田市粗大ごみ処理場 ・埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設
一時保管施設	・鴻巣市不燃物ストック場（上谷、鎌塚） ・北本市一般廃棄物一時保管場
最終処分場	・小針クリーンセンター最終処分場（埋立終了済み。）

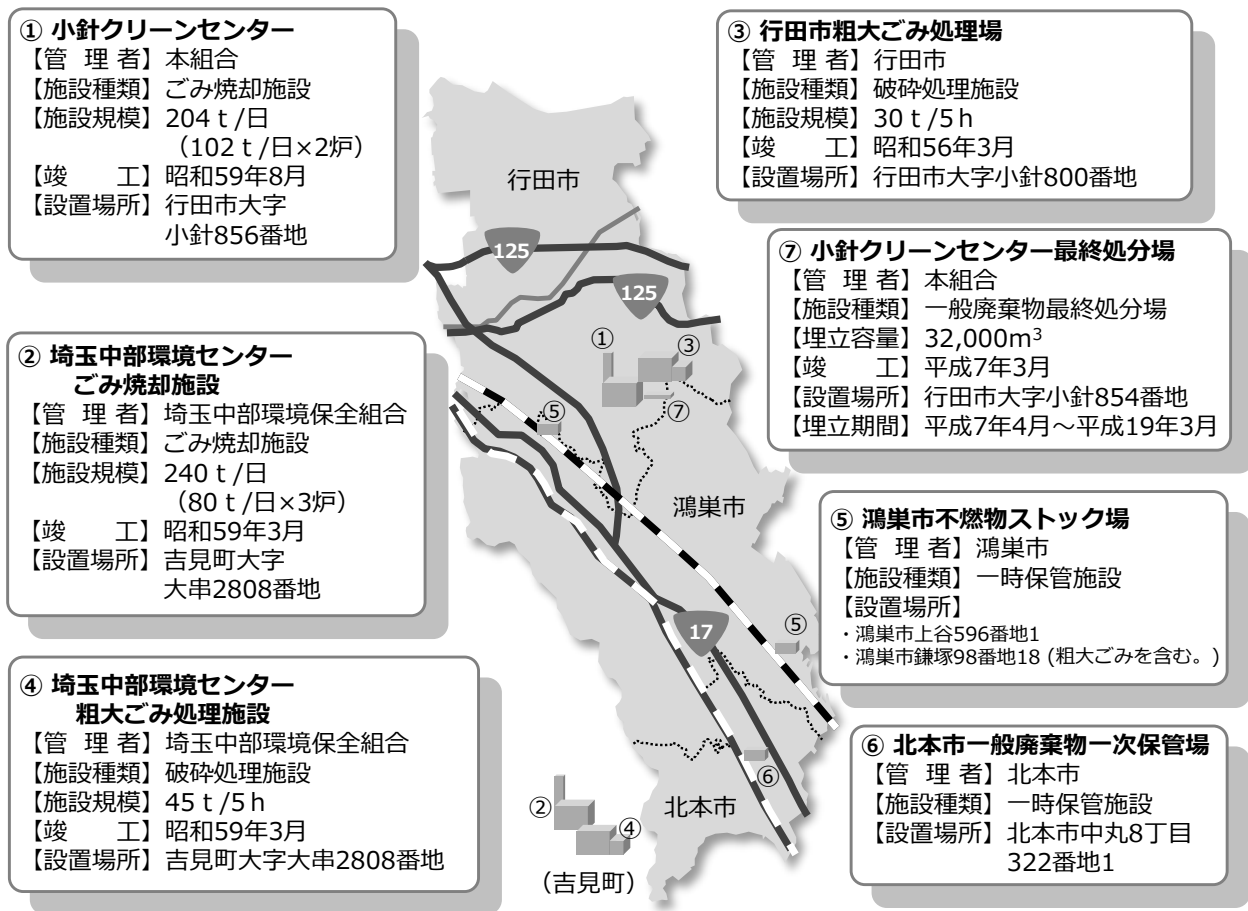


図 3-7 施設の位置 (中間処理施設及び最終処分場)

② 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センターにおける焼却処理量は、減少傾向にあります。

焼却処理量の合計は、平成 21 年度が 72,871t ですが、平成 25 年度には 70,473t となり、2,398t (3.3%) 減少しています。

また、焼却残さ量は、平成 21 年度が 8,309t ですが、平成 25 年度には 7,927t となり、382t (4.6%) 減少しています。なお、焼却処理に伴って排出される焼却灰等の焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

表 3-7 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

単位：t/年

		H21	H22	H23	H24	H25
小針クリーンセンター	焼却処理量	32,971	31,861	31,831	32,542	30,580
	焼却残さ量	4,188	4,116	3,993	4,073	3,807
埼玉中部環境センター	焼却処理量	39,900	40,334	40,107	39,510	39,893
	焼却残さ量	4,121	4,097	4,124	4,079	4,120
合計	焼却処理量	72,871	72,195	71,938	72,052	70,473
	焼却残さ量	8,309	8,213	8,117	8,152	7,927

注) 埼玉中部環境センターの焼却処理量及び焼却残さ量には吉見町分を含む。

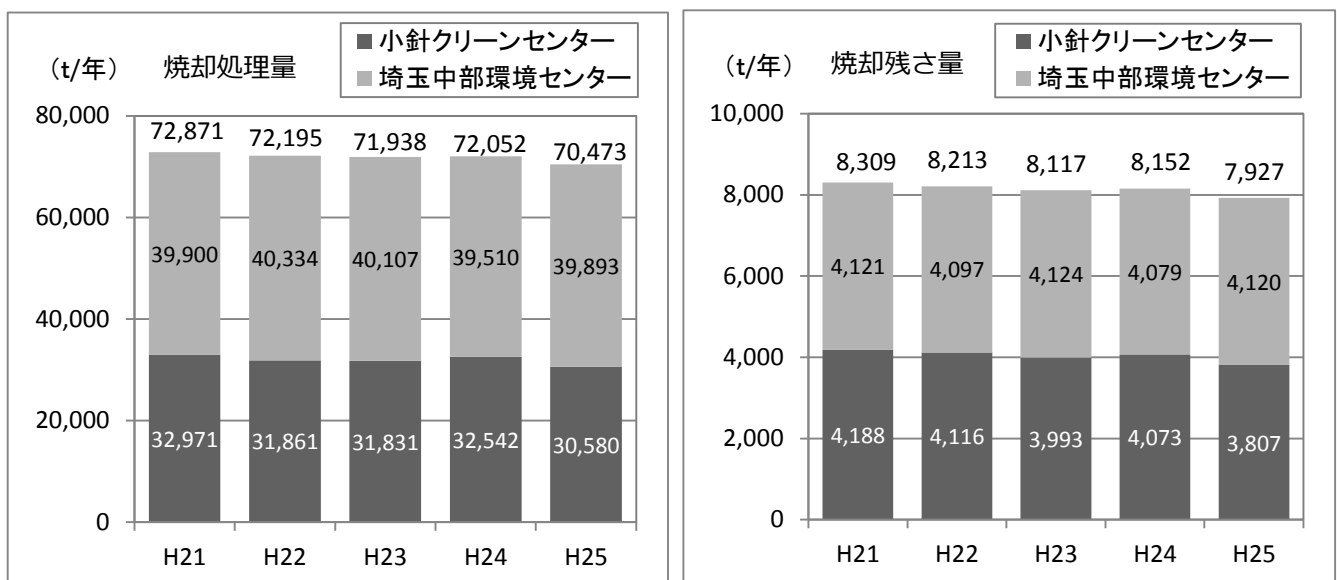


図 3-8 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

③ 不燃・粗大ごみ破碎処理量の推移

鴻巣市の鴻巣地域、川里地域及び北本市の粗大ごみは、埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設で処理しています。また、行田市の不燃ごみ及び粗大ごみは、行田市粗大ごみ処理場で処理しています。

両施設における破碎処理量は、ほぼ横ばいの傾向にあります。破碎処理量の合計は、平成21年度が6,313 t、平成25年度には6,400 tとなり、87 t（1.4%）増加しています。

埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設における破碎処理後の可燃残さは、同センター焼却施設で焼却処理しています。また、行田市粗大ごみ処理場における破碎処理後の可燃残さは、小針クリーンセンターで焼却処理しています。

金属などの資源物は、民間処理業者において資源化しています。

表 3-8 破碎処理量の推移

単位：t/年

	H21	H22	H23	H24	H25
埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設	1,058	1,104	1,156	1,126	1,148
行田市粗大ごみ処理場	5,255	5,247	5,225	5,166	5,252
合計	6,313	6,351	6,381	6,292	6,400

注) 1. 埼玉中部環境センターの集計対象は、鴻巣市の鴻巣地域、川里地域及び北本市から排出される粗大ごみ

注) 2. 行田市粗大ごみ処理場の集計対象は、行田市から排出される不燃ごみ及び粗大ごみ

注) 3. 構成市において民間処理業者へ委託処理している分（鴻巣市及び北本市の不燃ごみ、鴻巣市の吹上地域の粗大ごみ）は、本表に含まない。

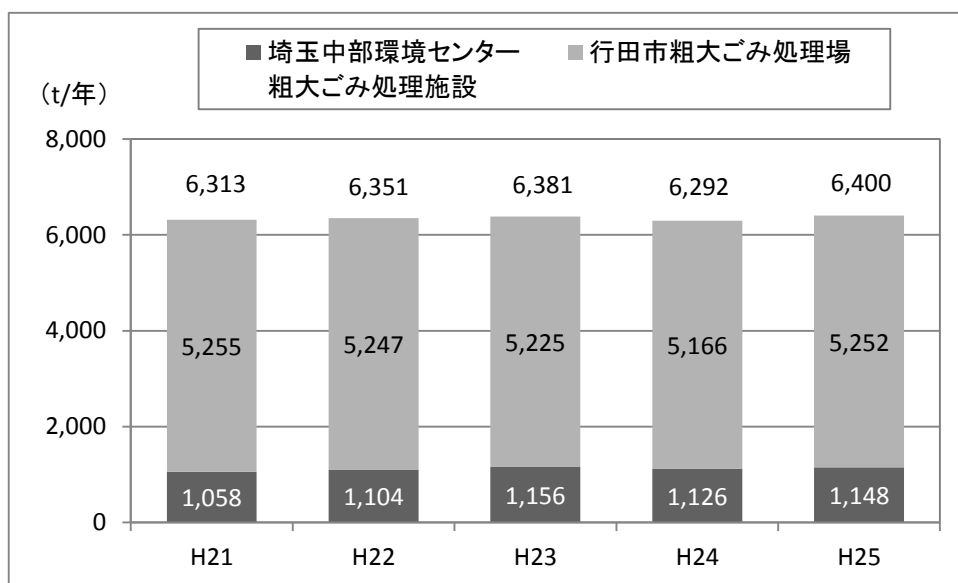


図 3-9 破碎処理量の推移

(6) ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費は、構成市合計で平成 21 年度から平成 24 年度において、約 26 億円から約 28 億円で推移しています。

平成 25 年度のごみ処理経費が突出しているのは、小針クリーンセンターにおいて、排ガス処理設備の改修工事を実施したためです。

市民一人あたりの経費で見ると、平成 21 年度から平成 24 年度において、9,600 円から 10,000 円の間で推移し、平成 25 年度は 13,000 円でした。

表 3-9 ごみ処理経費及び市民一人あたりの経費

		H21	H22	H23	H24	H25
ごみ処理経費 (百万円)	鴻巣市	1,262	1,272	1,274	1,227	1,509
	行田市	754	764	748	699	1,395
	北本市	730	713	739	723	675
	合計	2,746	2,749	2,761	2,649	3,579
市民一人あたり (円/人)	合計	9,800	9,900	10,000	9,600	13,000
	埼玉県	13,400	11,600	12,200	12,300	12,700

注) 1. 出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

注) 2. 組合負担金含む。

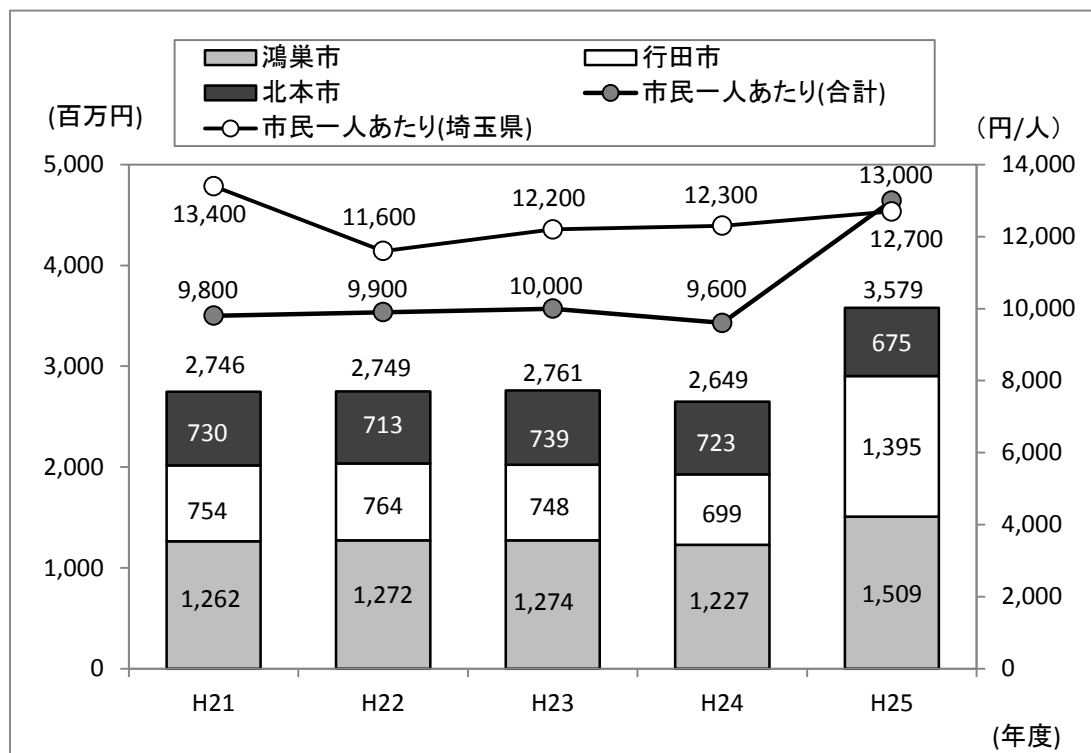


図 3-10 ごみ処理経費及び市民一人あたりの経費

(7) 施設への自己搬入に係る処理手数料

本地域において、自己搬入が可能な施設を表 3-10 に示します。施設及びごみの種類により処理手数料が異なります。

可燃ごみ（家庭ごみ）は、本組合の小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センターにおいて受け入れています。自己搬入に係る処理手数料は、小針クリーンセンターでは無料ですが、埼玉中部環境センターでは有料です。なお、事前に市の確認を受ける必要があり、処理手数料は、全額免除となります。

不燃ごみ（家庭ごみ）は、行田市のみ行田市粗大ごみ処理場において受け入れており、処理手数料は無料となっています。なお、鴻巣市及び北本市は、民間業者に処理を委託しているため、自己搬入はできません。

粗大ごみ（家庭ごみ）は、行田市粗大ごみ処理場、埼玉中部環境センター及び鴻巣市不燃物ストック場（鎌塚）において受け入れています。自己搬入に係る処理手数料は、行田市粗大ごみ処理場では無料ですが、埼玉中部環境センターでは有料です。ただし、事前に市の確認を受ける必要があり、減免申請を行うことで処理手数料は、一部免除となります。

事業系ごみは、小針クリーンセンター、埼玉中部環境センター及び行田市粗大ごみ処理場において有料で受け付けています。ただし、処理手数料はそれぞれ異なります。なお、産業廃棄物は、小針クリーンセンター及び行田市粗大ごみ処理場では受け入れていませんが、埼玉中部環境センターでは一部有料で受け入れています。

表 3-10 本地域における自己搬入

施設名	対象ごみ	対象地域	搬入手数料		
			一般廃棄物		産業廃棄物
			家庭ごみ	事業系ごみ	
小針クリーンセンター	可燃ごみ	行田市及び 鴻巣市（吹上地域）	無料	有料 150 円/10kg	受入なし。
埼玉中部環境センター	可燃ごみ	鴻巣市（鴻巣地域、 川里地域）及び北本市	有料※1	有料 180 円/10kg	有料 200 円/10kg
	粗大ごみ	鴻巣市（鴻巣地域、 川里地域）及び北本市	有料※2	有料 180 円/10kg	有料 200 円/10kg
行田市粗大ごみ処理場	不燃ごみ 粗大ごみ	行田市	無料	有料 120 円/10kg	受入なし。
鴻巣市不燃物ストック場（鎌塚）	粗大ごみ	鴻巣市（吹上地域）	有料※2	受入なし。	受入なし。

注) ※1：可燃ごみ（家庭ごみ）の自己搬入は、事前に市の確認を受ける必要あり。（処理手数料は全額免除）

注) ※2：粗大ごみ（家庭ごみ）の自己搬入は、事前に市の確認を受ける必要あり。（処理手数料は一部免除）
また、処理手数料は、ごみの種類及び構成市ごとに異なる。

3.4 ごみ処理の評価

(1) ごみ排出状況の比較

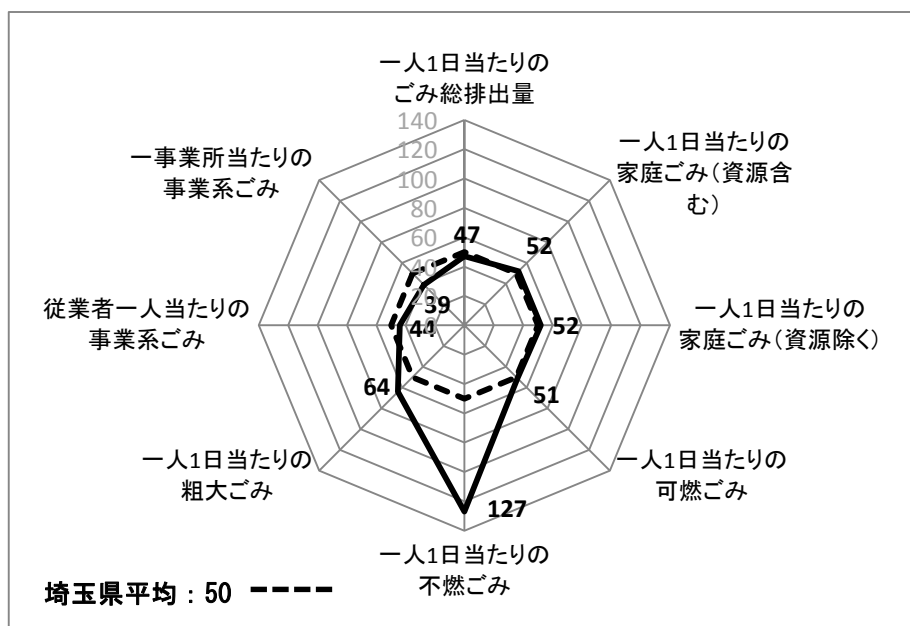
構成市全体と埼玉県平均におけるごみ排出状況の比較を図 3-11 に示します。比較の対象とする年度は平成 25 年度とし、埼玉県の平均を 50 とした場合の構成市の状況を示しています。値が小さいほど、埼玉県平均と比較して排出量が少ないことになります。

構成市全体のごみ排出状況のうち、一人 1 日当たりのごみ総排出量 47、一人 1 日当たりの家庭ごみ（資源含む。）52、一人 1 日当たりの家庭ごみ（資源除く。）52、一人 1 日当たりの可燃ごみ 51 は、埼玉県平均とほぼ同程度と言えます。

一方、一人 1 日当たりの不燃ごみ 127、一人 1 日当たりの粗大ごみ 64 は、埼玉県平均と比較して大きいと言えます。

特に不燃ごみ排出量は、埼玉県平均の 2 倍以上となり、今後削減を進めるための検討を行う必要があります。

従業者一人当たりの事業系ごみは 44、一事業所当たりの事業系ごみ 39 は、埼玉県平均と比較して排出量が少ないと言えます。



注) 1. 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）から集計

注) 2. 事業所及び従業者数は、平成 24 年経済センサス結果（表 2-4）を使用

図 3-11 ごみ排出状況の比較（構成市全体）

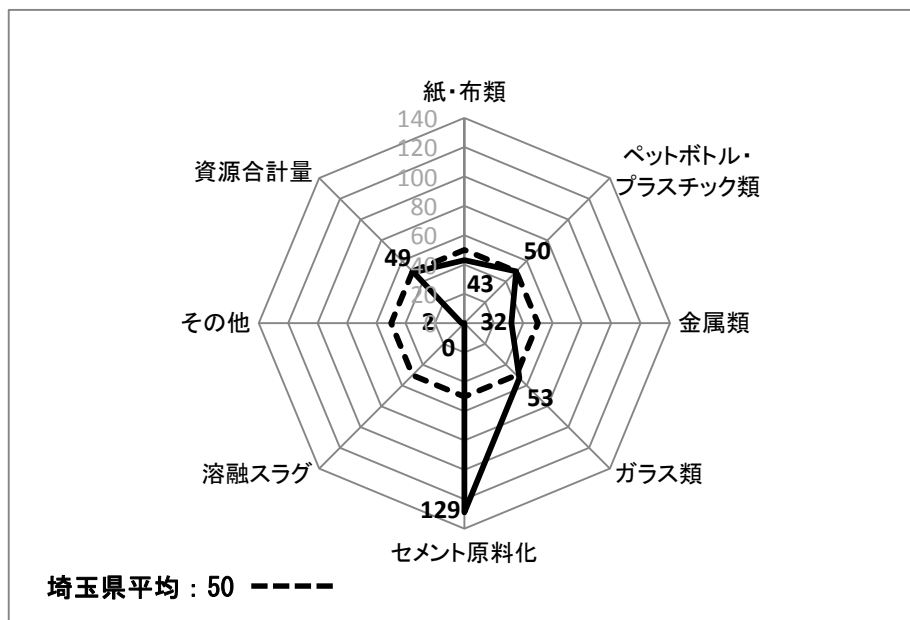
(2) 資源化状況の比較

構成市全体と埼玉県平均における資源化状況の比較を図 3-12 に示します。比較の対象とする年度は平成 25 年度とし、埼玉県の平均を 50 とした場合の構成市の状況を示しています。資源化量が多いほど評価値が高くなるため、埼玉県平均と比較して値が大きいほど優れていることになります。

構成市全体のペットボトル・プラスチック回収量 50、ガラス類回収量 53 は、埼玉県平均とほぼ同程度と言えます。

紙・布類回収量 43、金属類回収量 32 は、埼玉県平均と比較して回収量が少なく、今後、回収量を増やしていくための検討を行う必要があります。

セメント原料化 129 は、埼玉県平均を大きく上回り、この資源化状況を維持することが求められます。



注) 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査 (環境省) から集計

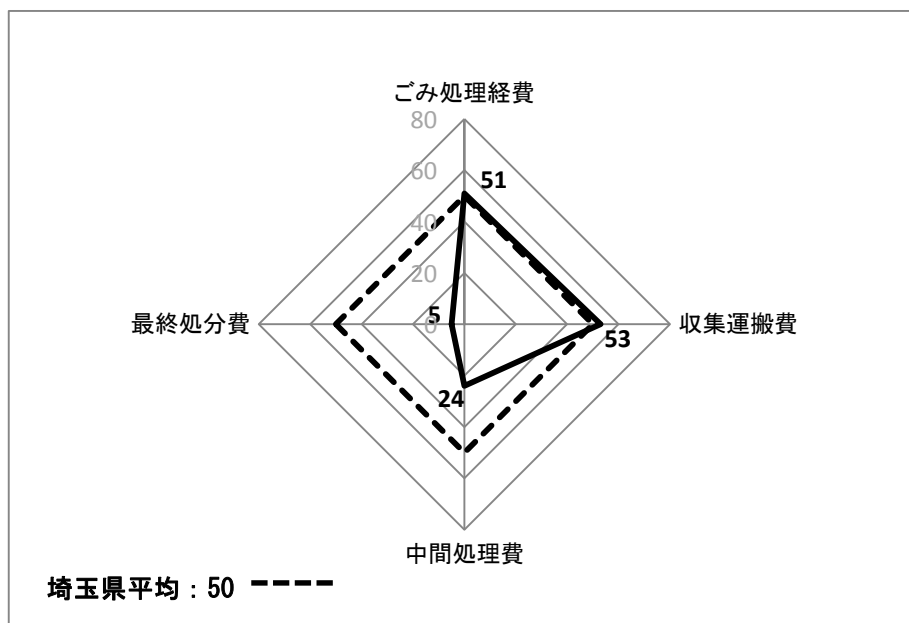
図 3-12 資源化状況の比較 (構成市全体)

(3) ごみ処理経費の比較

構成市全体と埼玉県平均におけるごみ処理経費の比較を図 3-13 に示します。比較の対象とする年度は平成 25 年度とし、埼玉県の平均を 50 とした場合の構成市の状況を示しています。値が小さいほど、埼玉県平均と比較して経費が小さいことになります。ごみ処理経費は、組合負担金を含めた全ての経費で比較し、その他の項目(収集運搬費・中間処理費・最終処分費)は、組合負担金を除いた経費で比較しています。構成市では、直接中間処理及び最終処分を行う範囲が小さいため、埼玉県平均と単純に比較することはできませんので注意が必要です。

組合負担金を含むごみ処理経費 51 は、埼玉県平均と同程度となります。比較の対象とした平成 25 年度は、小針クリーンセンターにおいて排ガス処理設備の改修工事を実施しており、その点を考慮すれば、通常年度は埼玉県平均よりも経費が小さくなると言えます。

収集運搬費 53 は、埼玉県平均と比較して、若干高い値となり、今後、経費を削減していくための検討を行う必要があります。



注) 1. 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査(環境省)から集計

注) 2. ごみ処理経費には組合負担金を含む。また中間処理費及び最終処分費は組合負担金を除く。

図 3-13 ごみ処理経費の比較(構成市全体)

3.5 ごみ処理の課題

(1) より一層のごみ発生・排出抑制

家庭ごみ及び事業系ごみともに、より一層のごみ減量及び再資源化が必要です。また、目標を達成するための施策を実施し、ごみの発生・排出抑制に努めることが必要です。

(2) 住民及び排出事業者にわかりやすいごみ処理ルールへの検討

各家庭や事業者には、構成市が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められていますが、分別排出の徹底には課題があります。構成市ごとにごみ処理ルールが異なるほか、分別ルールのわかりにくさが原因と思われる分別間違いもあることから、住民や事業者に分かりやすいごみ処理ルールの検討が必要です。

また、高齢化の進行に伴う高齢者単身世帯の増加等を踏まえ、自力でのごみ分別や排出が困難な世帯への対応も必要です。なお、ごみ処理のルールを変更する場合は、住民や事業者への周知徹底が必要です。

(3) 新たに整備する施設及び構成市既存施設のあり方の検討

本組合において新たに整備する施設と構成市の既存施設（鴻巣市不燃物ストック場及び北本市一般廃棄物一時保管場等）との調整（役割分担・活用の検討）が必要です。

(4) 新しい安定的なごみ処理体制への検討

新たに施設を整備するにあたり、ごみ処理方式や焼却残さの処分方法、事業方式及び民間施設の活用を含めた新しい安定的なごみ処理体制の構築に向けた検討が必要です。

(5) 新たに整備する施設に対する環境負荷の低減や地域内役割などの検討

現在不燃ごみであるその他プラスチックは、新たに整備する熱回収施設において熱エネルギー回収（創エネルギー）の検討が必要です。また、大気及び水質等の公害防止による環境負荷低減はもちろんのこと、省エネルギーや地球温暖化防止などの検討も必要です。

また、新たに整備する施設は、災害廃棄物の処理だけでなく、施設そのものの強靱化や、地震等の非常災害時における防災拠点としての役割などの検討が必要です。

(6) ごみ処理事業費の削減

新たに整備する施設の整備費や運営維持管理費の削減を目指した事業方式の検討が必要です。また、ごみ処理の広域化による事務経費削減の検討が必要です。

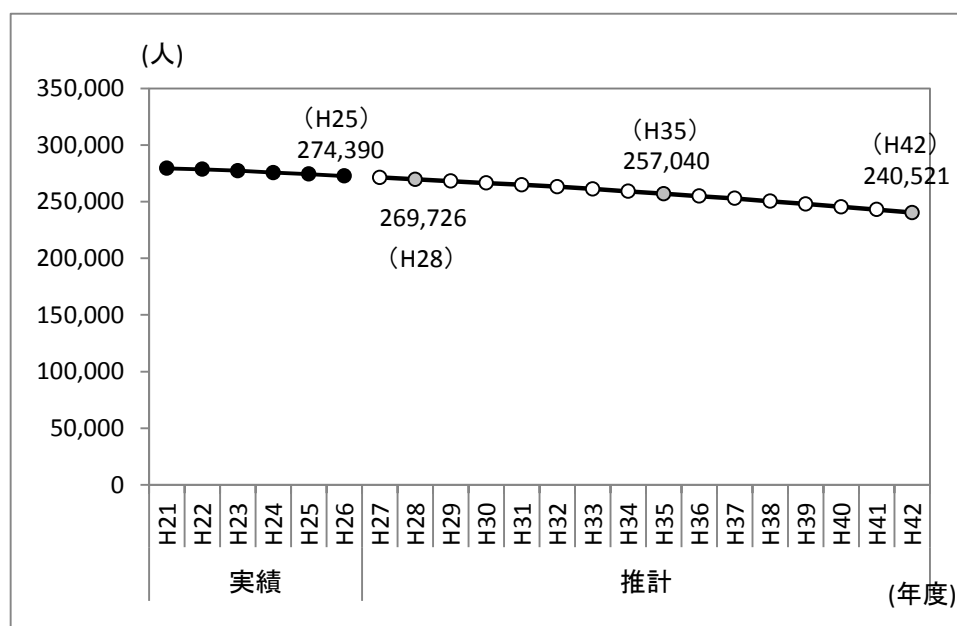
第4章 人口及びごみ総排出量の将来予測

4.1 人口の将来予測

構成市の将来人口は、今後ゆるやかな減少傾向を示し、計画初年度の平成28年度では269,726人、中間目標年度の平成35年度は257,040人、最終目標年度の平成42年度では240,521人と予測しています。

表 4-1 人口の将来予測

	基準年度 (平成25年度)	計画初年度 (平成28年度)	中間目標年度 (平成35年度)	最終目標年度 (平成42年度)	(H25比)
鴻巣市	119,978 人	118,624 人	114,480 人	108,567 人	-9.5%
行田市	85,374 人	83,127 人	77,930 人	71,909 人	-15.8%
北本市	69,038 人	67,975 人	64,630 人	60,045 人	-13.0%
合計	274,390 人	269,726 人	257,040 人	240,521 人	-12.3%



注) 国立社会保障・人口問題研究所における推計結果を補正して試算

図 4-1 人口の将来予測 (構成市全体)

4.2 ごみ総排出量の将来予測

現状のまま推移した場合のごみ総排出量は、平成 25 年度の約 86,250 t に対し、計画初年度の平成 28 年度では約 85,000 t、中間目標年度の平成 35 年度では約 82,000 t（約 5%減少）、最終目標年度の平成 42 年度では約 77,000 t（約 10%減少）と予測しています。

ここで言う現状のまま推移した場合のごみ総排出量とは、平成 25 年度における一人 1 日当たりの家庭ごみ総排出量が一定で推移すると仮定し、これに将来人口と年間日数を乗じて得た試算値と、平成 25 年度の事業系ごみ量の年間排出量が一定で推移すると仮定した固定値を合わせて、ごみ総排出量としています。

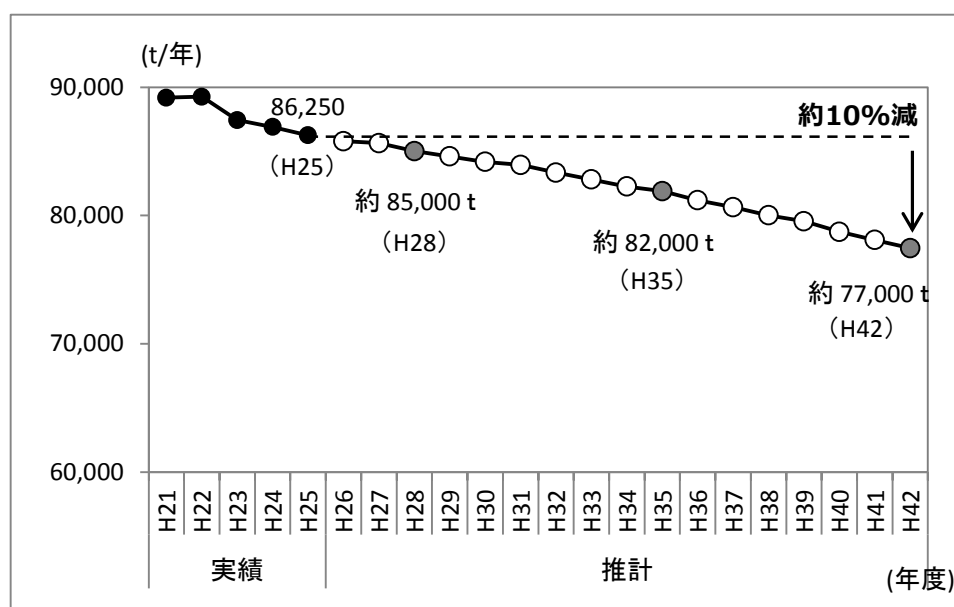


図 4-2 ごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）（構成市全体）

第5章 計画の基本方針

5.1 基本理念及び基本方針

本計画では、ごみ処理広域化の推進のために目指すべき方向として、基本理念及び5つの基本方針を定めています。

【基本理念】

豊かな自然環境と、豊かな暮らしが調和し両立する地域を目指して、
ごみ処理の広域化を進めます。

【参考】

表 5-1 構成市環境基本計画における基本理念

鴻巣市	【鴻巣市環境基本計画（平成 25 年 3 月）】 ■計画の理念■ 一人ひとりの行動から花と緑に彩られた、住んで心地よいまちに 鴻巣を変えていこう！
行田市	【第 2 次行田市環境基本計画（平成 26 年 3 月）】 ■望ましい環境像■ 人々の生活と豊かな自然が共生できる環境にやさしいうるおいの あるまち
北本市	【北本市環境基本計画（平成 20 年 3 月）】 ■望ましい環境像■ 緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本

注) 「2.2 (5) ⑤ 構成市の環境基本計画」より抜粋して再掲

基本方針 1 持続可能な循環型社会の形成

住民や排出事業者が、ごみの発生・排出を抑える暮らしや事業活動を意識し行動する仕組みを作ります。

リフューズ（いらないものは受け取らない。）、リデュース（ごみを減らす。）、リユース（繰り返し使う。）を進めた上で、それでもなお排出されるものをできるだけ効率的にリサイクル（再資源化）していくなど、持続可能な循環型社会を作ることを目指します。

基本方針 2 ごみ処理サービスの向上

ごみの排出者側の目線に立ち、ごみ処理サービスの向上に努めます。

現状、構成市間で異なるごみ処理ルールの取扱いについて、公平性に配慮して考え方を整理した上で、ごみの適正処理に取り組む住民や排出事業者に対して、適切な支援を行います。

基本方針 3 民間施設を活用したごみ処理体制の構築

構成市内及び近隣の民間処理業者が持つ施設・人材・技術力を活用し、効率的にごみ処理を進める仕組みを作ります。

施設整備にあたっては、既存施設の活用（ストックマネジメント）や民間経営手法（PFI等）の導入を検討し、経済的な処理体制を構築します。

基本方針 4 環境保全・災害対応型施設の整備

ダイオキシン類などの公害対策はもちろん、地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーなど環境対策に優れた施設及び非常災害に対応できる施設の整備を目指します。

基本方針 5 ごみ処理の費用負担軽減

上記の4つの基本方針に基づく事業の実施にあたっては、その費用が住民からの税金であることを意識し、施設整備費はもとより維持管理費も含め、コスト削減と費用対効果の検討を徹底します。

5.2 減量目標

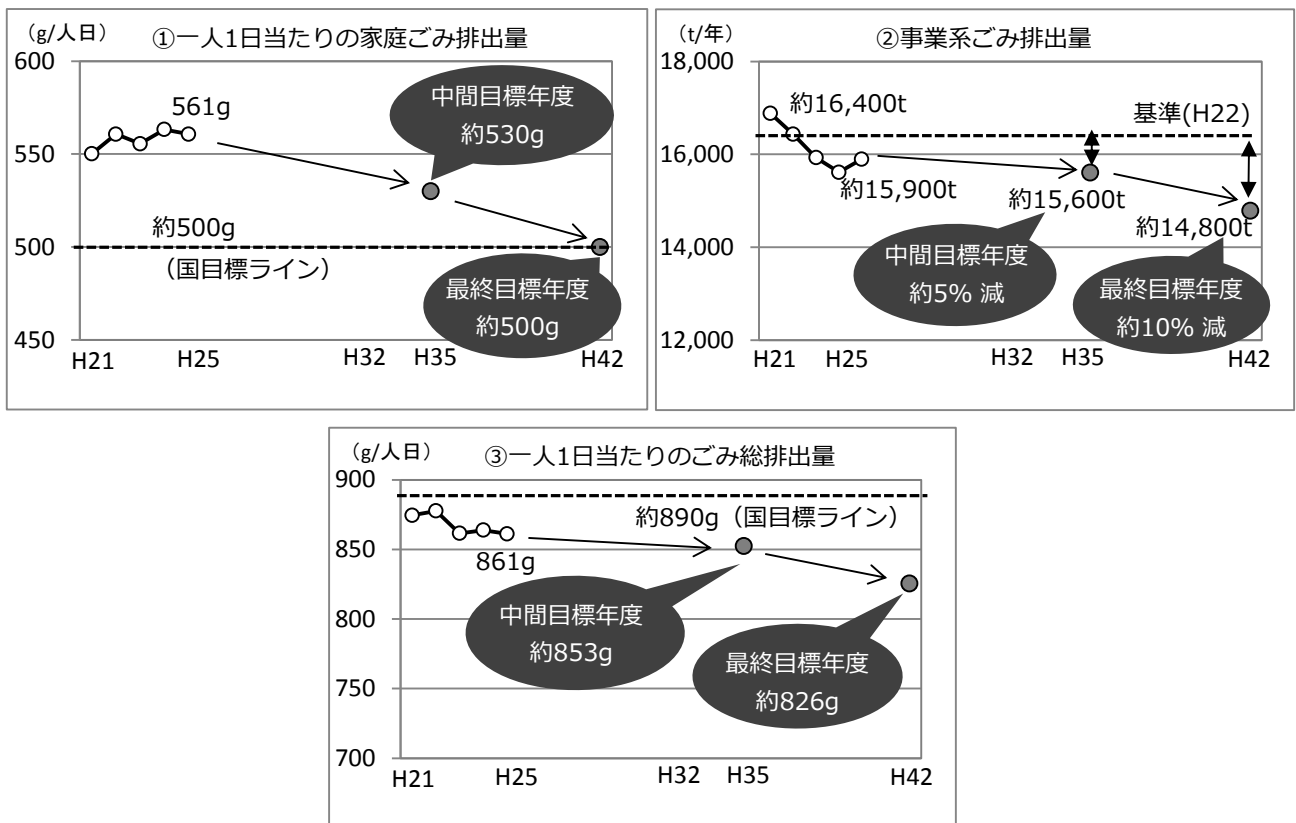
(1) 減量目標の設定

本計画における減量目標として、国の第三次循環型社会形成推進基本計画を参考に以下の3つの指標を設定します。

表 5-2 本計画における減量目標

指標	対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）
① 一人1日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ (可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)	中間目標 (H35) : 530g (H25比 約30g減) 最終目標 (H42) : 500g (H25比 約60g減)
② 事業系ごみ排出量	事業系ごみ	中間目標 (H35) : 5% 減 (H22比) 最終目標 (H42) : 10% 減 (H22比)
③ 一人1日当たりのごみ総排出量※1	家庭ごみ、事業系ごみ、 集団回収	中間目標 (H35) : 853g (H25比 約8g減) 最終目標 (H42) : 826g (H25比 約35g減)

注) ※1：一人1日当たりの家庭ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の2つの減量目標を達成した後の数値



注) ①国目標ライン・②基準(H22)・③国目標ライン：第三次循環型社会形成推進基本計画

図 5-1 本計画における減量目標

(2) ごみ総排出量の将来予測（減量目標を達成した場合）

人口減少によるごみ総排出量の減少分(平成 42 年度において約 10%減少)に、一人 1 日当たりのごみ総排出量の減量目標を達成した場合の効果を加えたごみ総排出量の推移を図 5-2 及び表 5-3 に示します。

減量目標を達成した場合のごみ総排出量は、平成 25 年度の約 86,250 t に対し、計画初年度の平成 28 年度では約 84,500 t、中間目標年度の平成 35 年度では約 80,100 t (約 7%減少)、最終目標年度の平成 42 年度では約 72,500 t (約 16%減少)と予測しています。

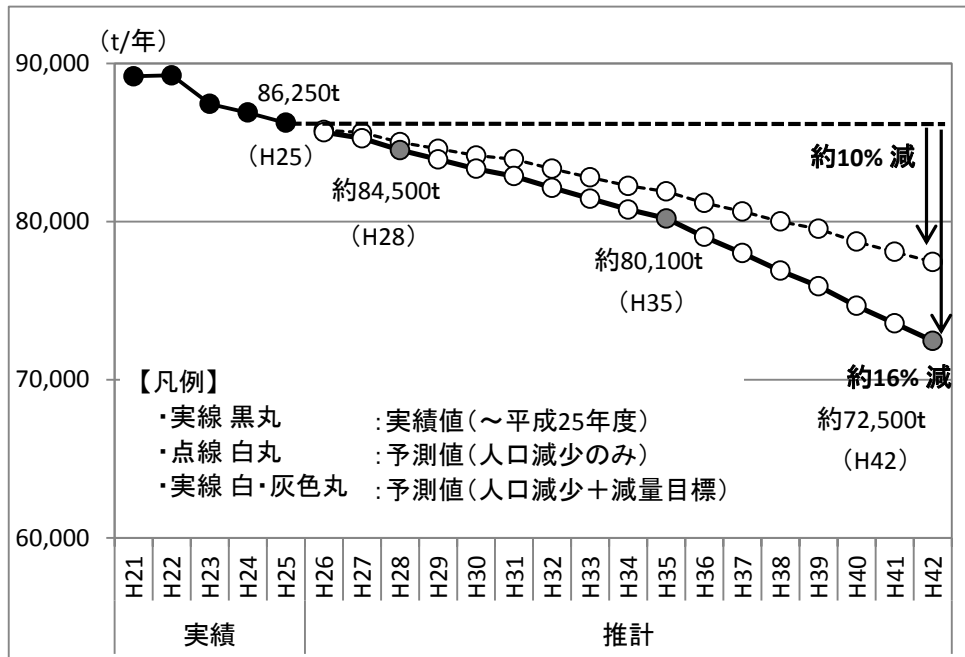


図 5-2 ごみ総排出量の将来予測（人口減少+減量目標を達成した場合）（構成市全体）

表 5-3 ごみ総排出量の将来予測（人口減少+減量目標を達成した場合）（構成市全体）

単位：t/年

			現状		計画初年度	中間目標年度	最終目標年度	
			H22	H25	H28	H35	H42	現状比
家庭ごみ	可燃ごみ		47,040	45,949	44,800	41,900	36,900	-20%
	不燃ごみ		8,310	8,432	8,200	2,500	2,200	-74%
	(その他プラ)		-	-	-	3,800	3,400	-
	粗大ごみ		1,675	1,779	1,700	1,600	1,400	-21%
	資源・有害ごみ		13,443	12,040	11,900	12,700	11,900	-1%
	プラ製容器包装		2,178	2,155	2,100	3,200	3,000	39%
	計	a	70,468	68,200	66,600	62,500	55,800	-18%
	可燃・不燃・粗大		57,025	56,160	54,700	49,800	43,900	-22%
事業系ごみ	可燃ごみ		15,643	15,211	15,100	14,900	14,200	-9%
	不燃ごみ		586	496	492	481	448	-24%
	粗大ごみ		203	190	189	189	186	-8%
	計	b	16,432	15,897	15,800	15,600	14,800	-10%
集団回収	c	2,355	2,153	2,100	2,000	1,900	-12%	
合計	ごみ総排出量	a+b+c	89,255	86,250	84,500	80,100	72,500	-16%
	ごみ排出量	a+b	86,900	84,097	82,400	78,100	70,600	-16%

注) 1. 家庭ごみ、集団回収及びごみ総排出量の比較年度は平成 25 年度、事業系ごみの比較年度は平成 22 年度。

注) 2. ごみ区分別の将来推計値は 10 の位で四捨五入している。(排出量が少ない事業系の不燃・粗大ごみを除く。)

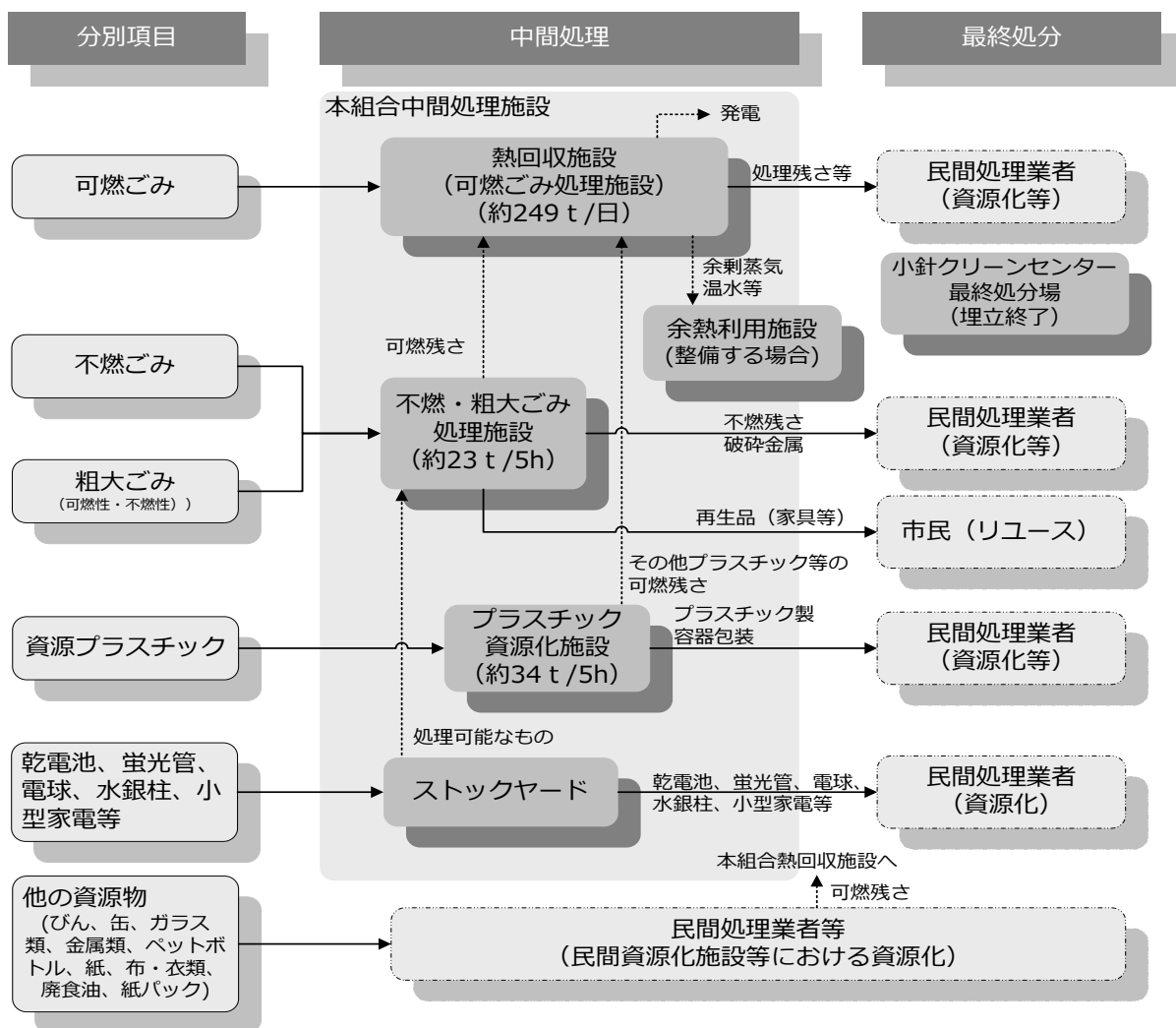
5.3 将来のごみ処理体系

新たなごみ処理施設が稼働する平成 35 年度時点のごみ処理体系を図 5-3 に示します。

本組合では、主に可燃ごみを処理する「熱回収施設（可燃ごみ処理施設）」、不燃ごみ及び粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理施設」、プラスチック製容器包装ときれいなプラスチックを処理する「プラスチック資源化施設」、乾電池や蛍光管、小型家電等を保管する「ストックヤード」を整備します。

ごみの分別項目（収集・運搬体系）については、国などの上位計画に示される考え方に基づき、環境配慮、分別実態及び課題、住民サービスと経済性のバランスなどを考慮し、必要に応じて構成市間の連絡調整及び情報交換を進めた上で見直しを進めます。

熱回収施設（可燃ごみ処理施設）では、処理によって発生するエネルギーを回収して発電を行います。不燃・粗大ごみ処理施設では、破砕・選別処理をするとともに、家具等の再生品を市民に提供することを検討します。プラスチック資源化施設では、プラスチック製容器包装を資源化します。乾電池、蛍光管、電球、水銀柱及び小型家電等の資源は、ストックヤードにおいて保管後に資源化します。びんや缶などのその他資源物は、構成市により民間処理業者に委託し、資源化します。



注) 余熱利用施設は整備する場合の流れ

図 5-3 将来の主なごみ処理体系 (平成 35 年度)

5.4 重点施策

本組合及び構成市では、基本理念や基本方針、減量目標の達成に向け、以下に示す3つの重点施策を実施します。

重点施策1 分別ルールの見直し

プラスチックの分別に関しては、持続可能な循環型社会の形成及びごみ処理サービスの向上を両立するため、分別ルールを見直します。

鴻巣市及び北本市では、プラスチック製容器包装の回収量向上を図るため、新たに資源プラスチックの区分を設け、再資源化可能なきれいなプラスチック製容器包装にきれいなプラスチックを加えた収集の導入を目指します。

行田市でも同様に、資源プラスチックの収集の導入を目指すほか、ペットボトルの分別収集も目指します。

また、汚れが付着して再資源化できないプラスチックは、熱回収を推進するため、分別区分を可燃ごみとします。

プラスチック以外の分別項目に関しては、現状、構成市ごとに異なるごみ分別などのごみ処理ルールを住民や事業者が分りやすいように見直し、ごみの分別・削減の取組みを促進できる仕組みを作ります。

また、広域化に伴うごみ処理ルールの変更に関する情報は、ホームページ・広報・住民説明会などの場を活用し、十分に広報を進めていきます。

重点施策2 ごみ処理施設整備の推進

老朽化が激しく更新が必要な既存ごみ処理施設や、構成市外の民間処理業者に処理委託（自区域外処理）する現状について見直しを行い、新たなごみ処理施設として、熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設（資源プラスチック選別施設）及びストックヤードを整備します。

重点施策3 エネルギーや資源の有効活用

新たに整備する熱回収施設（可燃ごみ処理施設）では、高効率のごみ発電を行うとともに、蒸気や高温水などの熱を有効活用し、創エネルギーの取組みを推進します。

あわせて、現在、構成市外の民間施設で再資源化以外の方法により処理されているプラスチックを熱回収することで、効率的な資源の有効活用の取組みを進めます。

また、不燃・粗大ごみ処理施設やストックヤードから回収した金属等の資源化やプラスチック製容器包装の資源化などを推進します。

第6章 個別計画

6.1 排出抑制・資源化計画

構成市では、住民、事業者、行政の三者が協働でごみの排出抑制や資源化に取り組みます。

(1) 鴻巣市におけるごみ減量と資源化の施策

① 家庭での生ごみ減量化、堆肥化・利用促進

- 家庭から生ごみを出す前に水分を減らすことにより、減量化とともに焼却施設への負担の軽減を目指します。
- 生ごみ処理機補助金制度を推進します。
- 生ごみ処理機で作った堆肥等の活用策を検討します。

② 容器包装の利用の削減推進

- プラスチック製容器包装（ペットボトル以外）の分別により、リサイクルを推進します。
- マイバッグ運動の推進による過剰包装の抑制と、レジ袋等を含む容器包装類を削減します。

③ ごみ処理手数料の有料化の検討

- 家庭ごみの有料化を検討します。
- 組合での事業系ごみ処理手数料の見直しを働きかけていきます。
- 市のごみ処理経費について、一般廃棄物会計基準を導入して経費の透明化を図り、情報公開を推進します。

④ ごみ多量排出事業者に対するごみ減量計画書の作成推進

- ごみ多量排出事業者に対して、ごみ減量計画書の作成を働きかけます。
- ごみ多量排出事業者に対して、再生事業者登録制度を活用し、少量ごみに対する資源化を促進します。

⑤ 再利用の推進

- 資源集団回収制度等の充実を図ります。
- 事業所から排出されるごみの適正処理と資源物の自主的なリサイクルを推進するため、優良事業者に対する認定制度の導入を検討します。
- 再生利用品の需要拡大を推進します。
- 廃家電のリサイクルに関する普及啓発を推進します。

⑥ 廃食用油の再生利用の実施

- 廃食用油のリサイクルを推進します。
- 行政主導の大量処理から地域の団体が行う身近な処理まで広範囲に検討します。
- 廃食用油をリサイクルしたものを有効に活用するためのシステム導入を検討します。

(2) 行田市におけるごみ減量と資源化の施策

① 啓発活動の充実

- 住民及び各種団体、児童、生徒などの施設見学者に対して、ごみの減量化及びごみの分別排出の徹底に関する啓発活動の充実を図ります。
- 容器包装リサイクル法等の循環型社会関連法に基づき、ごみ排出量の削減に関する啓発活動の充実を図ります。

② 市民主体の排出抑制・再資源化

- 市民に対し、今後もより一層のごみの分別排出への協力（収集体系の一元化）を要請していきます。
- 各種団体等で実施している集団回収を促進します。
- 事業系ごみの減量化のため、排出抑制対策を検討します。

③ 市民・事業者・行政の役割

1) 市民の役割

- 集団回収へ積極的に参加します。
- 過剰包装の自粛に対する意識を持ちます。
- 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等に努めます。
- 分別排出を徹底します。
- 教育、啓発活動へ積極的に参加します。

2) 事業者の役割

- 過剰包装の抑制に努めます。
- 流通包装廃棄物、その他資源物の分別収集に努めます。
- 使い捨て容器の使用抑制と製造流通事業者による自主回収、資源化を推進します。
- 再生品の使用を推進します。
- リユースやリサイクルしやすい商品の開発や普及販売に努めます。

3) 行政の役割

- 資源回収を行う市民団体の活動を支援します。
- 廃棄物関連の情報提供を行うとともに、適正な分別・処理を推進します。
- ごみ減量化に関する広報（普及・啓発）活動の充実を図ります。
- ごみ分別パンフレットの配布を実施します。
- 施設見学会の充実を図ります。
- 不適正なごみ処理防止のための監視・指導を強化します。
- ごみ収集・運搬体制の見直しを検討します。
- 行政自らごみの排出抑制に努めます。
- 再生品など環境物品の優先的な調達に努めます。

(3) 北本市におけるごみ減量と資源化の施策

① 容器包装類への対応

- 買い物袋の持参普及に向けて市民や事業者の協力を求め、有効な対策を検討、実施します。
- レジ袋など容器包装の削減に向けて市民や事業者の協力を求め、有効な対策を検討、実施します。

② 生ごみへの対応

- 生ごみの自家処理を支援するため、家庭用生ごみ処理機設置費用の助成を行います。
- 生ごみから作られた堆肥の利用を支援するため、利用面での情報提供を行います。

③ 事業系ごみへの対応

- 事業系ごみ削減のため、事業者に向けた情報発信や働きかけ、現状把握の協力要請などを継続的に行います。
- 事業系ごみの処理手数料について、広域的な整合性などの観点から見直しを図ります。
- 市の事務事業におけるごみ減量化を推進します。

④ 3Rに関する啓発

- 3Rの情報発信と排出抑制の働きかけを継続的に行います。
- ごみ処理費用を公表し、ごみ問題への理解促進を図ります。
- グリーンコンシューマー（環境を考え消費の際に気を遣う人）の拡大を目指し、情報発信と消費者教育の充実に取り組みます。
- 収集の指定袋や受益者負担について、より適切な方法を検討します。

⑤ 資源化の支援

- 食のごみ（生ごみ・廃食用油）に対する資源化確立を目指し、調査・検討を進めます。
- 緑のごみ（落ち葉・枝）に対する資源化確立を目指し、調査・検討を進めます。
- 食のごみや緑のごみに対する資源化と、環境に関する市民活動（雑木林や農地の保全活動、市民農園、低公害車）と結び付け、効果的な施策の検討・実施を図ります。
- 地域の資源回収やそのルールづくりを支援します。

⑥ 事業者の循環型社会への対応促進

- 製品やサービスにおける資源循環利用への対応に関し、調査と情報提供に努めます。
- 市の事務事業におけるグリーン購入を推進します。
- 3Rと循環型社会に関し、市職員の能力向上を図ります。

⑦ 資源化に係る啓発

- 市の広報活動や住民組織などを通じて分別収集への市民の協力を求め、資源化率と分別精度の向上を図ります。
- 資源化に関する情報提供、教育教材の提供、見学・体験機会の確保など、市民や事業者の学習活動を支援、促進します。

6.2 収集・運搬計画

構成市では、本組合における施設整備にあわせ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源プラスチック及びペットボトルの分別・収集方法を統一していきます。なお、現在構成市により呼び方が異なる蛍光管や電球、乾電池等は、その呼称についても、今後検討します。

資源プラスチックとは、プラスチック製容器包装などのきれいなプラスチックをいいます。水洗いしにくい物やきれいにするのに手間のかかる物、又は洗っても汚れの落ちない物は、これまでの不燃ごみから可燃ごみに分別を変更し、資源プラスチックによごれが移らないように収集します。

また、構成市では、ごみ処理ルールの見直しにあわせ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源プラスチック及びペットボトルにおける収集運搬回数等の収集方法や、その他の分別項目（缶、びん、ガラス類、金属、紙類及び布・衣類等）などの収集・運搬計画の見直しを行うものとします。

なお、見直しに当たっては、必要に応じて構成市間の連絡調整及び情報交換を進めた上で、国や県の上位計画に示される考え方にに基づき、住民サービスと経済性のバランスを考慮します。

表 6-1 分別区分表（平成 35 年度時点）

分別区分	鴻巣市	行田市	北本市	分別の方針
可燃ごみ	○	○	○	3市統一
不燃ごみ	○	○	○	3市統一
粗大ごみ	○	○	○	3市統一
資源プラスチック	○	○	○	3市統一
缶	○	○	○	各市検討
びん	○	○	○	各市検討
ガラス類	—	—	○	各市検討
金属	○	○	○	各市検討
ペットボトル	○	○	○	3市統一
紙類	○	○	○	各市検討
布・衣類	○	○	○	各市検討
蛍光管・電球・水銀柱等※	○	○	○	各市検討
乾電池※	○	○	○	各市検討
廃食油	○	○	○	各市検討
紙パック	○	○	○	各市検討
小型家電	○	○	○	各市検討

注) ※：現状、構成市により呼び方（「資源」又は「有害ごみ」）が異なる。

6.3 中間処理・最終処分計画

(1) 本組合で整備する施設の種類の種類

本組合では、主に可燃ごみ进行处理する「熱回収施設」、不燃ごみ及び粗大ごみ进行处理する「不燃・粗大ごみ処理施設」、プラスチック製容器包装などの資源プラスチック进行处理する「プラスチック資源化施設」、乾電池や蛍光管、小型家電などを保管する「ストックヤード」を整備します。

表 6-2 本組合で整備する施設

	施設の種類の種類	施設規模	処理対象物等
1	熱回収施設 (可燃ごみ処理施設)	約 249 t / 日	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される可燃ごみ ・不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ ・プラスチック資源化施設からの可燃残さ (きれいなプラスチック製容器包装を除く。) ・災害廃棄物 など
2	不燃・粗大ごみ 処理施設	約 23 t / 5 h	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される不燃ごみ ・構成市から排出される粗大ごみ ・ストックヤードからの処理可能なもの など
3	プラスチック 資源化施設	約 34 t / 5 h	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される資源プラスチック (きれいなプラスチック製容器包装及びきれいなプラスチック)
4	ストックヤード	(保管面積) 約 1,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される乾電池、蛍光管、電球、 水銀柱及び小型家電 ・不法投棄物 など

(2) 環境保全・災害対応型施設の整備

熱回収施設（可燃ごみ処理施設）では、高効率のごみ発電を行うとともに、蒸気や高温水などの熱を有効活用し、創エネルギーの取組みを推進します。また、構成市により策定される災害廃棄物処理計画の規定に基づき設定される仮置場等から搬入される災害廃棄物の受入れに必要な設備（非常用発電機及び資材備蓄棟等）を整備します。

熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設及びストックヤードなどは、環境保全に十分に配慮した施設とします。

(3) 施設整備スケジュール

本組合では、平成 35 年度稼働開始を目標に施設整備を進めます。

平成 28 年度は、建設候補地の測量調査及び地質調査を実施し、施設の概略仕様を検討した施設整備基本計画を策定します。併せて、施設の設計・建設、運営・維持管理を総合的にとらえ、民間経営手法（PFI等）の導入可能性を検討します。

また、平成 28 年度から平成 30 年度にかけ、埼玉県環境影響評価条例に基づいた環境影響評価を実施し、周辺環境への影響を評価します。

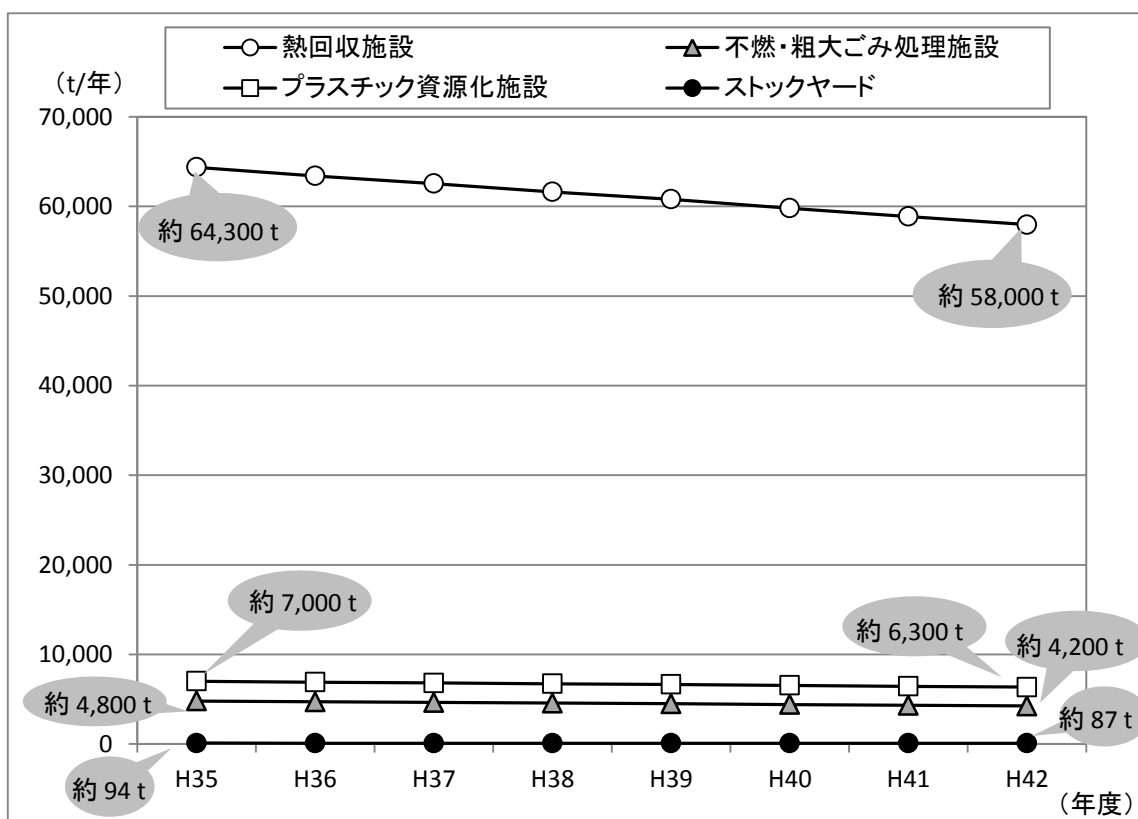
平成 29 年度から、発注に向けて施設の詳細な仕様を検討し、平成 31 年度末に事業者の選定を行い、建設工事を平成 32 年度から開始し、平成 35 年度中の稼働を目指します。

項目	内容	平成28年度		平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度			平成34年度			平成35年度		
		前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後		
① 測量調査	・候補地での測量調査	●	●																					
② 地質調査	・候補地での地質調査	●	●																					
③ 施設整備基本計画	・施設基本計画の策定	●	●																					
④ PFI等導入可能性調査	・PFIやDBOの事業方式の検討	●	●																					
⑤ 環境影響評価	計画書作成、調査、予測・評価	●	●	●	●	●	●	●	●															
⑥ 事業者募集等	[PFI/DBO事業]アドバイザー業務 [公設公営]発注仕様書作成・事業者募集			●	●	●	●	●	●	●														
⑦ 設計・建設工事	[メーカー]実施設計・建設工事										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	[コンサル]設計・施工監理										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
施設稼働																						●		

図 6-1 施設整備スケジュール

(4) ごみ処理量の将来予測

本組合の施設稼働予定である平成 35 年度における熱回収施設（可燃ごみ処理施設）での処理量は、可燃ごみ及び他施設からの可燃残さ等を含め、約 64,300t と予測しています。また、不燃・粗大ごみ処理施設での処理量は約 4,800t、プラスチック資源化施設での処理量は約 7,000t、ストックヤードでの保管量は約 94t と予測しています。



注) 熱回収施設の処理量は災害廃棄物処理量を除く。

図 6-2 ごみ処理量の将来予測

(5) 最終処分計画

① 処理残さの資源化

本組合では、現在、焼却処理後に発生する焼却残さをセメントの原料として資源化していますが、新たに整備する熱回収施設（可燃ごみ処理施設）においても、発生する処理残さの資源化を推進します。

② 既存最終処分場の扱い

埋立を終了している既存の最終処分場は、引き続き廃止に向けた管理を行います。

6.4 その他の計画

(1) 本組合及び構成市における連携体制の継続

本組合及び構成市では、会議等を継続して実施し、今後詳細を検討する分別・収集方法の統一のほか、構成市別に進める排出抑制・資源化施策などの情報を交換し、本地域全体の住民サービス向上に努めます。

(2) 廃棄物処理の費用負担軽減

新たなごみ処理施設の整備にあたっては、P F I 等導入可能性調査を行い、民間経営手法の検討を進めます。

(3) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯への対応

自力でのごみ分別が困難な高齢世帯への対応は、構成市の福祉部門等で行われる地域見守り制度等と合わせ、組合と構成市で連携して検討します。

高齢者介護に係る民間事業者と協働し、高齢世帯の生活の質を向上できる仕組みづくりについて、組合と構成市で連携して検討します。

(4) 災害時に避難の拠点となる施設の建設

新たなごみ処理施設の整備にあたっては、大震災等の災害発生時に避難者が安心して安全に過ごせるよう、避難者の負担を少なくする機能の充実に努めます。

(5) 従来施策の継続実施

従来から構成市で実施している取組みを継続して実施します。

① 市民団体等による活動の支援

- ・ 鴻巣市環境衛生委員連合会への活動支援
- ・ 行田市衛生協力会連合会への活動支援
- ・ 北本市ごみ減量等推進市民会議への活動支援
- ・ 北本市ごみ減量等推進市民会議と連携した市民・事業者への啓発及び指導の推進

② 不適正処理や不法投棄への取組み

- ・ 集積所の適正利用の啓発とルール違反ごみの指導
- ・ 無許可業者による不適正処理に係る監視、指導の強化
- ・ ポイ捨てや不法投棄防止に係る啓発活動の充実及び監視、指導の強化

③ 処理困難物に関する対策

- ・ 本組合施設で処理できない処理困難物に係る情報提供の実施（処理困難物の種類、処理委託先の情報、委託方法等）
- ・ 在宅医療廃棄物の適正処理促進、処理ルートへの調査・確保

第7章 計画の推進

本組合及び構成市では、本計画における減量目標の達成状況や取り組みに関し、P D C Aサイクルに則り評価及び見直しを行い、本計画推進に向けた管理を実行します。

本計画策定後は、毎年度評価や見直しを行い、概ね5年ごとに本計画を見直します。

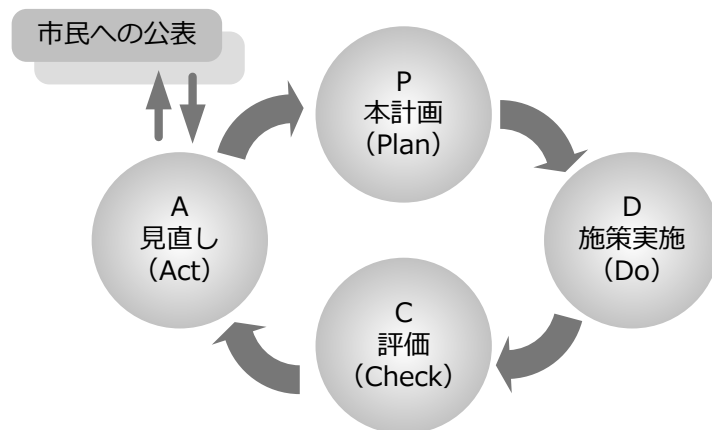


図 7-1 計画の推進体制（P D C Aサイクル）

【用語の整理】

あ行

・ 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を指します。一般家庭から排出される「家庭ごみ」と、事業所などから排出される「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に分けられ、廃棄物処理法の規定により、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負うものとされています。

・ 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析の標準的方法として、国により示された基準で、2007年に公表されました。

一般廃棄物処理事業に関する財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めています。

・ 一般廃棄物処理計画

一般廃棄物を管理し適正な処理を確保するための基本となる計画で、廃棄物処理法の規定により市町村による策定が義務付けられています。発生量及び処理量の見込み、排出抑制の方策、分別の種類・区分、適正処理に関する事項等を定めます。

なお、本組合で策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物処理法の規定により市町村による策定が義務付けられたものを代替するものではありません。

・ 医療廃棄物

医療行為に伴う廃棄物であり、そのなかには、感染性廃棄物のほか、有害化学物質などの危険物質が含まれます。

・ 埋立処分

最終処分場に廃棄物を埋立てて廃棄処分することです。

・ 温室効果ガス

温室効果ガスには、大気中の二酸化炭素やメタンなどが該当し、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。産業革命以降、温室効果ガスの大気中濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されています。

か行

・ 環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称です。埼玉県では、埼玉県環境影響評価条例を定めており、本組合施設整備事業も、同条例に基づき実施する必要があります。

・ 環境基本法

地球温暖化時代の環境政策の枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定されました。国、地方公共団体、事業者、国民の責務のほか、環境保全に関する施策を定めています。

・ 環境負荷

人が環境に与える負担のことをいいます。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としています。

・ 家電リサイクル法

一般家庭から排出される廃家電は年間約 60 万トンにのぼり、そのほとんどが埋め立て処分されてきたことから、資源の有効利用と廃棄物減量のため、1998年に制定されました。

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電 4 品目を小売業者に引き渡す際、消費者が収集・運搬費用とリサイクル費用を支払います。

・ ケミカルリサイクル

使用済みの資源を、そのままではなく、化学反応により組成変換した後にリサイクルすることをいい、主に廃プラスチックの油化・ガス化・コークス炉化学燃料化などを指します。

・ごみ処理広域化

複数の市町村が共同で一般廃棄物の処理を行うことで、一般廃棄物を広域的に処理することにより、再生利用が容易になること、焼却施設の集約化に伴う全連続炉化によりダイオキシン類をはじめとした環境負荷の低減化や効率的な熱回収が可能となること、施設整備費や維持管理経費が安くなることなどの効果があります。

・小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的に、2012年に制定されました。

回収された小型家電は、国の認定を受けた認定事業者などが分解・破碎し、金属の種類やプラスチックごとに選別した後、金属製錬事業者が金属資源として再生します。

さ行

・サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用することをいいます。ごみの焼却から得られる熱は、全国的には、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯のほか、施設外の温水プール、社会福祉施設への温水・熱供給、地域暖房などに利用されます。

・災害廃棄物

地震や台風、水害などの自然災害によって発生する廃棄物のことで、具体的な内容としては、倒壊した家屋の廃材や廃コンクリート、家屋が押しつぶした家電や家具、流された自動車のほか、腐敗した食料品なども含みます。

・最終処分場

廃棄物の最終処分（埋立処分）を行う場所をいいます。廃棄物処理法では、周囲に囲いを設け、廃棄物の処分場所であることを表示し、処分場からの浸出液や、悪臭の発散、ねずみの生息、蚊・蠅などの害虫発生がないように適切な措置を講じることを定めています。

・埼玉県清掃行政研究協議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の排出抑制及び適正処理並びに清潔の保持に関する知識及び技術を交流して、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。会員は、県内の市町村及び一部事務組合の代表者並びに埼玉県環境部資源循環推進課長としています。

焼却炉から発生する焼却灰・ばいじんについて、太平洋セメント(株)熊谷工場と協定を締結し、セメント資源化処理を実施しています。

・3 R (サンアール)

廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことをいい、「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取って3 Rと呼ばれます。3 Rに「リフューズ (Refuse=ごみになるものを買わない)」を加えて4 Rとする場合もあります。

・産業廃棄物

工場や事務所などの事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法に規定される20種類の廃棄物を産業廃棄物とといいます。

・指定袋

ごみを排出する際、袋の銘柄や価格があらかじめ指定されているごみ袋をいいます。ごみの排出量が多量であるほど指定袋の費用負担も大きくなるため、ごみの減量化を図る効果があるとされています。

本地域には、燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、容器包装(資源)類専用袋及び燃やせるごみ事業系専用袋の4種類の指定袋があります。

・焼却残さ

ごみの焼却により施設から発生する焼却灰(燃え殻)とばいじん(飛灰)のことをいいます。

・焼却灰

可燃ごみを焼却処理した際に残った燃え殻のことをいい、焼却時に発生する排ガスに含まれるばいじんである飛灰と区別して主灰ともいいます。

・循環型社会

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義しています。また、同法では、循環型社会を構築する方法として、(1) ごみを出さない、(2) 出たごみはできるだけ利用する、(3) どうしても利用できないごみはきちんと処分する、の3つを提示しています。

・循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として 2000 年に制定されました。この法律では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を (1) リデュース、(2) リユース、(3) リサイクル、(4) 熱回収 (サーマルリサイクル)、(5) 適正処分と定めています。

・循環型社会形成推進交付金制度

廃棄物の 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設を整備する計画 (循環型社会形成推進地域計画) を策定する市町村を対象として、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付する制度です。

平成 16 年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度を廃止し、平成 17 年度より新たに創設された制度です。

・食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、2000 年に制定されました。生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けています。

・ステーション回収

地区ごとに決められた場所 (ステーション) を設け、そこに排出されるごみを定期的に回収する方式をいいます。

・ストックマネジメント

既存の建築物 (ストック) を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことです。

具体的には、廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト (建設・運営維持管理・解体費を含めた費用の総計) を低減するための技術体系及び管理手法の総称をいいます。

・ストックヤード（一時保管施設）

ごみの運搬に関する効率性向上等を目的に、一時的に仮置きする施設のことをいいます。本組合では、蛍光管や乾電池のほか、不法投棄物等を保管・分別するための施設として検討しています。

・セメント資源化（セメント原料化）

焼却残さをセメントの原料として再利用することをいいます。本地域の可燃ごみ処理施設から排出される焼却灰とばいじんは、隣接する熊谷市にある太平洋セメント（株）熊谷工場でセメント資源化されています。

・ゼロエミッション

1994年に国連大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいいます。

・総合振興計画

構成市において策定している計画で、市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針であり、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成されています。

た行

・ダイオキシン類

燃焼の過程等で生成する副生成物で、主な発生源はごみ焼却による燃焼ですが、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があります。

廃棄物処理法では、ダイオキシン類の発生防止のため、燃焼温度800℃以上の高温処理、十分なガス滞留時間の確保、200℃以下への排ガスの高速冷却とバグフィルタの設置などが義務付けられています。

・ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図るため、1999年に制定されました。耐容一日摂取量（TDI）及び環境基準を設定するとともに、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めています。

・ 中間処理（中間処分）

最終処分（埋立）に至るまでに行われる無害化・安定化・減容化処理をいい、主要な方法には、焼却、熔融、メタン化、破碎、圧縮・梱包などがあります。

本組合で新たに建設する施設のうち、熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設は中間処理を行う施設となります。

な行

・ 熱回収施設（可燃ごみ処理施設）

ごみを焼却又は熔融して容積を減らすための施設のうち、単に焼却又は熔融処理するだけでなく、焼却又は熔融の際に発生する熱エネルギーを回収・利用する施設をいいます。

は行

・ バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源をいいますが、石炭などの化石資源は除かれます。廃棄物系のバイオマスには、紙くず、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。

・ 廃棄物処理法

廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として1970年に制定されました。

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定め、一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつことを明記しています。

・ 廃棄物発電

廃棄物を処理する際に生じる熱エネルギーを利用して発電することです。可燃ごみを焼却した時の排熱を利用するものや、生ごみ・家畜糞尿等を発酵させて発生するメタンガスを利用する方法などがあります。

・ ばいじん（飛灰）

熱回収施設で集じん装置によって捕集・分離された集じん灰や、ボイラ・ガス冷却室・再燃焼室で捕集されたばいじんを総称したものを飛灰といいます。集じん装置によって捕集・分離されたばいじんは特別管理一般廃棄物に指定され、中間処理（溶出防止）が義務づけられています。

- ・ PFI（ピーエフアイ：Private Finance Initiative）

公共性のある事業を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的に実施するものです。

- ・ プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法でメーカーにリサイクルが義務付けられた容器包装のうち、ペットボトルを除くプラスチック製のものをいいます。

平成 26 年 10 月時点で、プラスチック製容器包装の分別収集を行っている自治体は、県内 63 市町村のうち鴻巣市・北本市を含め 41 市町村（約 65%）です。

- ・ 分別収集

廃棄物の適正処理や減量化、リサイクル推進を目的として、市町村が廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなど 2 種類以上に分けて集めることをいいます。市町村ごとに分別区分や分別数が異なり、20 種類以上にわたり詳細な分別を行っているところもあれば、数種類程度の大まかな分別にしているところもあります。

ま行

- ・ マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用することで「材料リサイクル」ともいい、具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことを指します。

広い意味では、化学分解後に組成変換して再生利用を図る「ケミカルリサイクル」を含むこともあります。

- ・ メタン回収施設

生ごみ等の有機性ごみを分別回収又は選別して微生物発酵（メタン発酵）させ、メタンガスを回収する施設です。

や行

・ 容器包装

容器包装リサイクル法では、容器（商品を入れるもの）及び包装（商品を包むもの）（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）のうち、中身の商品が消費されたものや、中身の商品と分離された際に不要になるものを「容器包装」と定義しています。

容器包装は、購入や消費によって比較的短期間のうちにごみとして排出され、生活系廃棄物に占める割合は容積比で 60%、重量比で 20～30%に達しているといわれています。

・ 容器包装リサイクル協会（容リ協）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、容器包装リサイクル法に基づく指定法人です。市町村が分別収集した容器包装は、容リ協を経由してリサイクル業者に引き渡され、再資源化が行われます。

・ 容器包装リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを促進するため、1995 年に制定されました。

消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集、製造者はリサイクルの責任を負います。なお、分別排出の対象となる容器包装の種類及び分別排出方法は、全国一律ではなく、市町村ごとに決められています。

・ 溶融炉

焼却灰などを 1300℃以上の高温で溶かし、これを固めて「溶融スラグ」（黒いガラス粒状の物質）にする処理を行う炉をいいます。溶融炉には、ごみを焼却した後に出る焼却灰や飛灰を処理する「灰溶融炉」と、ごみをガス化して残ったかすを溶融処理する「ガス化溶融炉」があります。なお、生成される溶融スラグは、路盤材（道路の地盤の下に敷くもの）やコンクリート原料として利用できます。

ら行

・ リクエスト回収

ごみを排出したい住民が事前に連絡（リクエスト）し、その連絡に応じて収集運搬業者がごみを引き取りにくる方式をいいます。

現在、鴻巣市と北本市では、粗大ごみの収集をリクエスト方式により実施しています。

- ・ **リサイクル**

ごみを原料（資源）として再利用することで、「再資源化」や「再生利用」といわれることもあります。循環型社会形成推進基本法による廃棄物処理やリサイクルの優先順位の3番目に位置づけられます。

- ・ **リデュース**

ごみを出さないことで、「ごみの発生抑制」ともいわれます。循環型社会形成推進基本法による廃棄物処理やリサイクルの優先順位の1番目に位置づけられます。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつです。

- ・ **リフューズ**

ごみの発生を抑える取組みをいい、「ごみの発生回避」ともいわれます。具体的には、不要なものをもらわないことなどをいいます。循環型社会推進基本法に位置づけられるものではありませんが、近年、この考え方が浸透してきています。

- ・ **リユース**

一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことをいい、「再使用」と言われることもあります。循環型社会形成推進基本法による廃棄物処理やリサイクルの優先順位の2番目に位置づけられます。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 28 年 2 月

編集・発行 鴻巣行田北本環境資源組合 計画建設課

〒365-0004 埼玉県鴻巣市関新田 1300-1

TEL 048(501)6708 FAX 048(501)6209

URL <http://www.k-ichikumi.jp/>